

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	0	0	0	0	第1編	1	0	0	0	0	第1編	共通編
1	1	0	0	0	第1章	1	1	0	0	0	第1章	総則
1	1	1	0	0	第1節	1	1	1	0	0	第1節	総則
1	1	1	2	0	1-1-2	1	1	1	2	0	1-1-2	用語の定義
1	1	1	2	27	27. 工事写真	1	1	1	2	27	27. 工事写真	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。 なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子基準」に基づき実施しなければならない。
1	1	1	14	0	1-1-14	1	1	1	14	0	1-1-14	工事の一時中止
1	1	1	14	1	1. 一般事項	1	1	1	14	1	1. 一般事項	なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-42臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
1	1	1	19	0	1-1-19	1	1	1	19	0	1-1-19	建設副産物
1	1	1	19	4	4. 再生資源利用計画	1	1	1	19	4	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に その写しを添付 して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
1	1	1	19	5	5. 再生資源利用促進計画	1	1	1	19	5	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に その写しを添付 して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
1	1	1	19	7	7. 建設副産物情報交換システム	1	1	1	19	7	7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を搬出 または 搬出する場合には、原則として施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとし、工事完了後に工事登録証明書を提出しなければならない。
1	1	1	24	0	1-1-24	1	1	1	24	0	1-1-24	施工管理
1	1	1	24	3	3. 標示板の設置	1	1	1	24	3	3. 標示板の設置	受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名、 受注者 名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。
						1	1	1	24	9	9. 不具合発生時の措置	受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	1	1	27	0	1-1-27	1	1	1	27	0	1-1-27	1
1	1	1	27	1	1.安全指針等の遵守	1	1	1	27	1	1.安全指針等の遵守	1
<p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>						<p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>						
1	1	1	31	0	1-1-31	1	1	1	31	0	1-1-31	1
1	1	1	31	6	6.排出ガス対策型建設機械	1	1	1	31	6	6.排出ガス対策型建設機械	1
<p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工事に用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>						<p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省 経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号）」に基づき指定されたトンネル工事に用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>						
1	1	1	31	9	9.特定調達品目	1	1	1	31	9	9.特定調達品目	1
<p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p>						<p>受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p>						
1	1	1	33	0	1-1-33	1	1	1	33	0	1-1-33	1
1	1	1	33	5	5.交通安全法令の遵守	1	1	1	33	5	5.交通安全法令の遵守	1
<p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>						<p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>						

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
1	1	1	33	14	14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	33	14	14. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。 また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。
1	1	1	35	0	1-1-35	諸法令の遵守	1	1	1	35	0	1-1-35	諸法令の遵守
1	1	1	35	1	1. 法令等の遵守		1	1	1	35	1	1. 法令等の遵守	
1	1	1	35	1	(2)	建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	(2)	建設業法（令和3年5月改正 法律第48号）
1	1	1	35	1	(8)	雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）	1	1	1	35	1	(8)	雇用保険法（令和4年3月改正 法律第12号）
1	1	1	35	1	(10)	健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	1	1	1	35	1	(10)	健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号）
1	1	1	35	1	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	1	1	1	35	1	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）
1	1	1	35	1	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）	1	1	1	35	1	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）
1	1	1	35	1	(14)	道路法（令和2年6月改正 法律第49号）	1	1	1	35	1	(14)	道路法（令和3年3月改正 法律第9号）
1	1	1	35	1	(15)	道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）	1	1	1	35	1	(15)	道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）
1	1	1	35	1	(17)	道路運送車両法（令和2年3月改正 法律第5号）	1	1	1	35	1	(17)	道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第4号）
1	1	1	35	1	(20)	河川法（平成29年6月改正 法律第45号）	1	1	1	35	1	(20)	河川法（令和3年5月改正 法律第31号）
1	1	1	35	1	(22)	港湾法（令和2年6月改正 法律第29号）	1	1	1	35	1	(22)	港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）
1	1	1	35	1	(23)	港則法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	(23)	港則法（令和3年6月改正 法律第53号）
1	1	1	35	1	(25)	下水道法（平成27年5月改正 法律第22号）	1	1	1	35	1	(25)	下水道法（令和4年5月改正 法律第44号）
1	1	1	35	1	(26)	航空法（令和2年6月改正 法律第61号）	1	1	1	35	1	(26)	航空法（令和4年6月改正 法律第62号）
1	1	1	35	1	(30)	環境基本法（平成30年6月改正 法律第50号）	1	1	1	35	1	(30)	環境基本法（令和3年5月改正 法律第36号）
1	1	1	35	1	(38)	文化財保護法（令和2年6月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	(38)	文化財保護法（令和3年4月改正 法律第22号）
1	1	1	35	1	(40)	電気事業法（令和2年6月改正 法律第72号）	1	1	1	35	1	(40)	電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）
1	1	1	35	1	(41)	消防法（平成30年6月改正 法律第67号）	1	1	1	35	1	(41)	消防法（令和3年5月改正 法律第36号）
1	1	1	35	1	(43)	建築基準法（令和2年6月改正 法律第43号）	1	1	1	35	1	(43)	建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）
1	1	1	35	1	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）	1	1	1	35	1	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	1	1	35	1	(48)	海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	(48)	海上交通安全法（令和3年6月改正 法律第53号）
1	1	1	35	1	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）	1	1	1	35	1	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和3年5月改正 法律第43号）
1	1	1	35	1	(51)	船員法（平成30年6月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	(51)	船員法（令和3年6月改正 法律第75号）
1	1	1	35	1	(53)	船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）	1	1	1	35	1	(53)	船舶安全法（令和3年5月改正 法律第43号）
1	1	1	35	1	(55)	自然公園法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	(55)	自然公園法（令和3年5月改正 法律第29号）
1	1	1	35	1	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）
1	1	1	35	1	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）	1	1	1	35	1	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号）
1	1	1	35	1	(60)	漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）	1	1	1	35	1	(60)	漁業法（令和3年5月改正 法律第47号）
1	1	1	35	1	(61)	空港法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	(61)	空港法（令和4年6月改正 法律第62号）
1	1	1	35	1	(63)	厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）	1	1	1	35	1	(63)	厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号）
1	1	1	35	1	(64)	航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）	1	1	1	35	1	(64)	航路標識法（令和3年6月改正 法律第53号）
1	1	1	35	1	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）	1	1	1	35	1	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号）
1	1	1	35	1	(67)	職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	(67)	職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号）
1	1	1	35	1	(68)	所得税法（令和2年3月改正 法律第8号）	1	1	1	35	1	(68)	所得税法（令和4年6月改正 法律第71号）
1	1	1	35	1	(70)	船員保険法（令和2年6月改正 法律第52号）	1	1	1	35	1	(70)	船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号）
1	1	1	35	1	(71)	著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）	1	1	1	35	1	(71)	著作権法（令和3年6月改正 法律第52号）
1	1	1	35	1	(72)	電波法（令和2年4月改正 法律第23号）	1	1	1	35	1	(72)	電波法（令和4年6月改正 法律第70号）
1	1	1	35	1	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法令令和2年6月改正 法律第42号	1	1	1	35	1	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法令令和4年4月改正 法律第32号
1	1	1	35	1	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）	1	1	1	35	1	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）
1	1	1	35	1	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）	1	1	1	35	1	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）
1	1	1	40	0	1-1-40	特許権等	1	1	1	40	0	1-1-40	特許権等
1	1	1	40	3	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月13日改正 法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	40	3	3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
1	1	1	41	0	1-1-41	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	41	0	1-1-41	保険の付保及び事故の補償
							1	1	1	41	4	4.法定外の労災保険の付保	受注者は、法定外の労災保険に付きなければならない。
1	1	1	41	4	4.補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。	1	1	1	41	5	5.補償	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）										
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文				
1	1	1	41	5	5.建設業退職金共済制度の履行	また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、 検査 職員に提示しなければならない。	1	1	1	41	6	6.建設業退職金共済制度の履行	また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、 監督 職員に提示しなければならない。			
											1-1-45	石綿使用の有無				
											1	1	1	45	0	受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生装置を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。
1	2	0	0	0	第2章	土工	1	2	0	0	0	第2章	土工			
1	2	1	0	0	第1節	適用	1	2	1	0	0	第1節	適用			
1	2	1	0	1	1.適用工種	本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、 港湾土工、空港土工 その他これらに類する工種について適用する。	1	2	1	0	1	1.適用工種	本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。			
1	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準			
1	2	2	0	0		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	1	2	2	0	0		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。			
1	2	3	0	0	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	1	2	3	0	0	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工			
1	2	3	1	0	2-3-1	一般事項	1	2	3	1	0	2-3-1	一般事項			
1	2	3	1	2	2.地山の土及び岩の分類	表2-1 土及び岩の分類表	1	2	3	1	2	2.地山の土及び岩の分類	表2-1 土及び岩の分類表			
1	2	3	2	0	2-3-2	掘削工	1	2	3	2	0	2-3-2	掘削工			
1	2	3	2	6	6.残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。	1	2	3	2	6	6.残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民 及び道路利用者 に迷惑がかからないように努めなければならない。			
1	2	3	3	0	2-3-3	盛土工	1	2	3	3	0	2-3-3	盛土工			
1	2	3	3	8	8.異常時の措置	受注者は、盛土工の 作業 中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。	1	2	3	3	8	8.異常時の措置	受注者は、盛土工の 施工 中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。			
1	2	3	3	11	11.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	3	3	11	11.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民 及び道路利用者 に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。			
1	2	3	4	0	2-3-4	盛土補強工	1	2	3	4	0	2-3-4	盛土補強工			
1	2	3	4	2	2.盛土材の確認	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の まきだし に先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	2	3	4	2	2.盛土材の確認	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の 巻出し に先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			
1	2	3	4	7	7.敷設困難な場所の処置	受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	1	2	3	4	7	7.敷設困難な場合の処置	受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。			

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	2	3	4	8	8. 盛土材のまき出し及び締固め	受注者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、第1編2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	1	2	3	4	8	8. 盛土材の巻出し及び締固め	受注者は、盛土材の巻出し及び締固めについては、第1編2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。
1	2	3	7	0	2-3-7	残土処理工	1	2	3	7	0	2-3-7	残土処理工
1	2	3	7	2	2. 残土運搬時の注意	受注者は、残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないよう努めなければならない。	1	2	3	7	2	2. 残土運搬時の注意	受注者は、残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。
1	2	4	0	0	第4節	道路土工	1	2	4	0	0	第4節	道路土工
1	2	4	1	0	2-4-1	一般事項	1	2	4	1	0	2-4-1	一般事項
1	2	4	1	14	14. 伐開除根作業範囲	表2-3 伐開除根作業	1	2	4	1	14	14. 伐開除根作業範囲	表2-3 伐開除根作業
1	2	4	2	0	2-4-2	掘削工	1	2	4	2	0	2-4-2	掘削工
1	2	4	2	6	6. 硬岩掘削時の注意	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	1	2	4	2	6	6. 硬岩掘削時の注意	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。
1	2	4	3	0	2-4-3	路体盛土工	1	2	4	3	0	2-4-3	路体盛土工
1	2	4	3	4	4. 管渠等周辺の締固め	受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	1	2	4	3	4	4. 作業終了時等の排水処理	受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
1	2	4	3	14	14. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	3	14	14. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。
1	2	4	4	0	2-4-4	路床盛土工	1	2	4	4	0	2-4-4	路床盛土工
1	2	4	4	11	11. 接続部の緩和区間	また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。	1	2	4	4	11	11. 接続部の緩和区間	また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。
1	2	4	4	16	16. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。	1	2	4	4	16	16. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。
1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート
1	3	1	0	0	第1節	適用	1	3	1	0	0	第1節	適用
1	3	1	0	3	3. 適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会 平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。	1	3	1	0	3	3. 適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」[2017年制定]」（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	
1	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
1	3	2	0	1	1. 適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月） 土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月） 公益財団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月）	1	3	2	0	1	1. 適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定] （2018年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定] （2018年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] （平成24年6月） 土木学会 鉄筋定着・継手指針 [2020年制定] （令和2年3月） 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年8月）
1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート
1	3	3	2	0	3-3-2	工場の選定	1	3	3	2	0	3-3-2	工場の選定
1	3	3	2	1	1. 一般事項		1	3	3	2	1	1. 一般事項	
1	3	3	2	1	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。	1	3	3	2	1	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。
1	3	3	2	2	(2)	JISマーク表示認証工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。	1	3	3	2	2	(2)	JISマーク表示認証工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。
1	3	5	0	0	第5節	現場練りコンクリート	1	3	5	0	0	第5節	現場練りコンクリート
1	3	5	4	0	3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4	0	3-5-4	材料の計量及び練混ぜ
1	3	5	4	3	3. 練混ぜ		1	3	5	4	3	3. 練混ぜ	
1	3	5	4	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（ コンクリートミキサー第2部 ：練混ぜ性能試験方法）及び JSCE-I 502-2013 「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。
1	3	5	4	3	(3)	受注者は、JIS A 8603（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。	1	3	5	4	3	(3)	受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	3	6	0	0	第6節	運搬・打設	1	3	6	0	0	第6節	運搬・打設
1	3	6	4	0	3-6-4	打設	1	3	6	4	0	3-6-4	打設
1	3	6	4	5	5. コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難い場合には、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	6	4	5	5. コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] 5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難い場合には、監督職員の承諾を得なければならない。
1	3	6	5	0	3-6-5	締固め	1	3	6	5	0	3-6-5	締固め
							1	3	6	5	4	4. 狹隘・過密鉄筋箇所における締固め	狹隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を定めなければならない。
1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工
1	3	7	3	0	3-7-3	加工	1	3	7	3	0	3-7-3	加工
1	3	7	3	3	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。	1	3	7	3	3	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018年3月）の規定による。
1	3	7	5	0	3-7-5	継手	1	3	7	5	0	3-7-5	継手
1	3	7	5	8	8. 機械式鉄筋継手		1	3	7	5	8	8. 機械式鉄筋継手	
1	3	7	5	8	(1)	また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	1	3	7	5	8	(1)	また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針 [2020年制定]（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。
1	3	12	0	0	第12節	水中コンクリート	1	3	12	0	0	第12節	水中コンクリート
1	3	12	3	0	3-12-3	海水の作用を受けるコンクリート	1	3	12	3	0	3-12-3	海水の作用を受けるコンクリート
1	3	12	3	1	1. 一般事項	受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	1	1. 一般事項	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
2	0	0	0	0	第2編	2	0	0	0	0	第2編	材料編
2	2	0	0	0	第2章	2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料
2	2	3	0	0	第3節	2	2	3	0	0	第3節	骨材
2	2	3	1	0	2-3-1	2	2	3	1	0	2-3-1	一般事項
2	2	3	1	1	1. 適合規格	2	2	3	1	1	1. 適合規格	道路用砕石、コンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。 JIS A 5001（道路用砕石） JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書A（レディーミクストコンクリート用骨材） JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）
2	2	6	0	0	第6節	2	2	6	0	0	第6節	セメント及び混和材料
2	2	6	2	0	2-6-2	2	2	6	2	0	2-6-2	セメント
2	2	6	2	3	3. 普通ポルトランドセメントの品質	2	2	6	2	3	3. 普通ポルトランドセメントの品質	表2-19 普通ポルトランドセメントの品質
2	2	6	3	0	2-6-3	2	2	6	3	0	2-6-3	混和材料
2	2	6	3	5	5. 急結剤	2	2	6	3	5	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D 102-2018吹付コンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）に適合するものとする。
2	2	7	0	0	第7節	2	2	7	0	0	第7節	セメントコンクリート製品
2	2	7	2	0	2-7-2	2	2	7	2	0	2-7-2	セメントコンクリート製品
2	2	7	2	2	2. セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。	2	2	7	2	2	2. セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。	JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則） JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法の通則） JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品-検査方法通則） JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品） JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品） JIS A 5406（建築用コンクリートブロック） JIS A 5506（下水道用マンホールふた）
2	2	7	2	2	2. セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。	2	2	7	2	2	2. セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。	JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則） JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品-材料及び製造方法の通則） JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品-検査方法通則） JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品） JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品） JIS A 5406（建築用コンクリートブロック） JIS A 5506（下水道用マンホール蓋）

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
2	2	8	0	0	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	第8節	瀝青材料
2	2	8	3	0	2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	2-8-3	再生用添加剤
2	2	8	3	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正 政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正 政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。
2	2	8	3	0		表-27 再生用添加材の標準的性状	2	2	8	3	0		表-27 再生用添加材の標準的性状
2	2	12	0	0	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	第12節	道路標識及び区画線
2	2	12	1	0	2-12-1	道路標識	2	2	12	1	0	2-12-1	道路標識
2	2	12	1	0	(1)	標示板 JIS G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯） JIS G 3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯） JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板） JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条） JIS K 6718-1（プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部：キャスト板） JIS K 6718-2（プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第2部：押出板） ガラス繊維強化プラスチック板（F. R. P）	2	2	12	1	0	(1)	標示板 JIS G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯） JIS G 3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯） JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び び金属帯 ） JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条） JIS K 6718-1（プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部：キャスト板） JIS K 6718-2（プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第2部：押出板） ガラス繊維強化プラスチック板（F. R. P）
2	2	13	0	0	第13節	その他	2	2	13	0	0	第13節	その他
2	2	13	2	0	2-13-2	合成樹脂製品	2	2	13	2	0	2-13-2	合成樹脂製品
2	2	13	2	0		合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管） JIS K 6742（水道用硬質ポリ塩化ビニル管） JIS K 6745（プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板） JIS K 6761（一般用ポリエチレン管） JIS K 6762（水道用ポリエチレン二層管） JIS K 6773（ポリ塩化ビニル止水板） JIS A 6008（合成高分子系ルーフィングシート） JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）	2	2	13	2	0		合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管） JIS K 6742（水道用硬質ポリ塩化ビニル管） JIS K 6745（プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板） JIS K 6761（一般用ポリエチレン管） JIS K 6762（水道用ポリエチレン二層管） JIS K 6773（ポリ塩化ビニル止水板） JIS A 6008（合成高分子系ルーフィングシート） JIS C 8430（硬質 ポリ 塩化ビニル電線管）
3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編
3	1	0	0	0	第1章	総則	3	1	0	0	0	第1章	総則
3	1	1	0	0	第1節	総則	3	1	1	0	0	第1節	総則
3	1	1	3	0	1-1-3	監督職員による確認及び立会等	3	1	1	3	0	1-1-3	監督職員による確認及び立会等
3	1	1	3	6	6.段階確認		3	1	1	3	6	6.段階確認	
3	1	1	3	6	(2)	受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。	3	1	1	3	6	(2)	受注者は、事前に段階確認に係わる 日程調整を、口頭等による連絡にて行うものとする。
3	1	1	3	7	7.段階確認の臨場	表1-1 段階確認一覧表	3	1	1	3	7	7.段階確認の臨場	表1-1 段階確認一覧表
3	1	1	6	0	1-1-6	技術検査	3	1	1	6	0	1-1-6	技術検査
3	1	1	6	2	2.完成技術検査、既済部分技術検査の適用	技術検査は、完成検査、出来形検査及び中間検査を実施する時に行うものとする。	3	1	1	6	2	2.技術検査の適用	技術検査は、完成検査、出来形検査及び中間検査を実施する時に行うものとする。
3	1	1	6	3	3.中間技術検査の適用	中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。	3	1	1	6	3	3.中間検査の適用	中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。
3	1	1	6	4	4.中間技術検査の段階	中間検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。	3	1	1	6	4	4.中間検査の段階	中間検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文	
3	1	1	6	5	5. 中間技術検査の時期選定	中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間検査に先立って受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。	3	1	1	6	5	5. 中間検査の時期選定	中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間検査に先立って受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。
3	1	1	6	6	6. 検査内容	中間検査の時期選定は、当該技術検査については、第3編1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	3	1	1	6	6	6. 検査内容	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、計上、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考に検査を行う。
							3	1	1	6	7	7. 適用規定	受注者は、当該技術検査については、第3編1-1-3監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。
3	2	0	0	0	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	第2章	一般施工
3	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
3	2	2	0	0		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	3	2	2	0	0		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
3	2	2	0	0		日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針〔平成元年6月） 環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月） 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成25年10月） 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月） 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成30年10月）	3	2	2	0	0		日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針〔平成元年6月） 環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月） 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針（平成25年10月） 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月） 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和3年4月） 土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）〔2018年制定）
3	2	3	0	0	第3節	共通的工種	3	2	3	0	0	第3節	共通的工種
3	2	3	2	0	2-3-2	材料	3	2	3	2	0	2-3-2	材料
3	2	3	2	4	4. 路側防護柵工の材料		3	2	3	2	4	4. 路側防護柵工の材料	
3	2	3	2	4	(7)	鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	3	2	3	2	4	(7)	以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ① 凍結防止材を散布する区間 ② 交通量が非常に多い区間 ③ 海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など） ④ 温泉地帯など ⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場合

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	3	2	5	5. 亜鉛めっき地肌のままの材料		3	2	3	2	5	5. 亜鉛めっき地肌のままの材料	
3	2	3	2	5	(2)	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき） 2種（HDZ55）の550g/m²（片面の付着量） 以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく 2種（HDZ35）の350g/m²（片面の付着量） 以上としなければならない。	3	2	3	2	5	(2)	受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき） （HDZT77）の77μm（膜厚） 以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく （HDZT49）の49μm（膜厚） 以上としなければならない。
3	2	3	2	6	6. 視線誘導標の形状及び性能		3	2	3	2	6	6. 視線誘導標の形状及び性能	
3	2	3	2	6	(2)	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき） 2種（HDZ35）の350g/m²（片面の付着量） 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	3	2	3	2	6	(2)	受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき） （HDZT49）の49μm（膜厚） 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。
3	2	3	6	0	2-3-6	小型標識工	3	2	3	6	0	2-3-6	小型標識工
3	2	3	6	8	8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、 5～10mm 以上程度重ね合わせなければならない。	3	2	3	6	8	8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、 10mm 以上程度重ね合わせなければならない。
3	2	3	6	15	15. 溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき） 2種の（HDZ55）550g/m²（片面の付着量） 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については 2種（HDZ45）450g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m²（片面の付着量） 以上としなければならない。	3	2	3	6	15	15. 溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき） （HDZT77）の77μm（膜厚） 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については （HDZT63）63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については（HDZT49）49μm（膜厚） 以上としなければならない。
3	2	3	7	0	2-3-7	防止柵工	3	2	3	7	0	2-3-7	防止柵工
3	2	3	7	3	3. 亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641（溶融亜鉛めっき） 2種（HDZ35）の350g/m²（片面付着量） 以上となるよう施工しなければならない。	3	2	3	7	3	3. 亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641（溶融亜鉛めっき） （HDZT49）の49μm（膜厚） 以上となるよう施工しなければならない。
3	2	3	10	0	2-3-10	道路付属物工	3	2	3	10	0	2-3-10	道路付属物工
3	2	3	10	1	1. 視線誘導標	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。	3	2	3	10	1	1. 視線誘導標	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。
3	2	3	13	0	2-3-13	ポストテンション桁製作工	3	2	3	13	0	2-3-13	ポストテンション桁製作工
3	2	3	13	3	3. PC緊張の施工		3	2	3	13	3	3. PC緊張の施工	
3	2	3	13	3	(9)	プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	13	3	(9)	プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	3	13	4	4. グラウトの施工		3	2	3	13	4	4. グラウトの施工	
3	2	3	13	4	(1)	⑥ グラウトのブリーディング率は、24時間後 0.0%以下 とするものとする。	3	2	3	13	4	(1)	⑥ グラウトのブリーディング率は、24時間後 0.0% とするものとする。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	3	14	0	3-2-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工	3	2	3	14	0	3-2-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工
3	2	3	14	2	2.ブロック組立て 施工		3	2	3	14	2	2.ブロック組立て 施工	
3	2	3	14	2	(1)	なお、接着剤の試験方法は、「コンクリート標準示方書・（規 準編）」（土木学会 平成30年10月）における、JSCE-H 101- 2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用） 品質規格（案）による。これにより難しい場合は、監督職員の承 諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	(1)	なお、接着剤の試験方法は、「コンクリート標準示方書・（規 準編） [2018年制定]」（土木学会 2018年10月）における、 JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 （橋げた用）品質規格による。これにより難しい場合は、監督職 員の承諾を得なければならない。
3	2	3	15	0	2-3-15	PCホロースラブ製作工	3	2	3	15	0	2-3-15	PCホロースラブ製作工
3	2	3	15	1	1.円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の 浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	3	2	3	15	1	1.円筒型枠の施工	受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の 浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を 施工計画書に記載し、設置しなければならない。
3	2	3	23	0	2-3-23	現場継手工	3	2	3	23	0	2-3-23	現場継手工
3	2	3	23	1	1.一般事項		3	2	3	23	1	1.一般事項	
3	2	3	23	1	(2)	表2-4 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件	3	2	3	23	1	(2)	表2-4 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件
3	2	3	23	4	4.締付けボルト軸 力		3	2	3	23	4	4.締付けボルト軸 力	
3	2	3	23	4	(5)	[注] σ_y : ボルト試験片の耐力 (N/mm ²) (JIS 4号試験片に よる)	3	2	3	23	4	(5)	[注] σ_y : ボルト試験片の耐力 (N/mm ²) (JIS Z4号試験片 による)
3	2	3	25	0	2-3-25	銘板工	3	2	3	25	0	2-3-25	銘板工
3	2	3	25	3	3.橋歴板記載事項	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入し なければならない。	3	2	3	25	3	3.橋歴板記載事項	受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完了年月を記入し なければならない。
3	2	3	32	0	2-3-32	かごマット工	3	2	3	32	0	2-3-32	かごマット工
3	2	3	32	3	3.表示標の提出	表2-10 要求性能の確認方法	3	2	3	32	3	3.表示標の提出	表2-10 要求性能の確認方法
3	2	3	32	6	6.連結方法	表2-12 線材の品質管理試験の内容	3	2	3	32	6	6.連結方法	表2-12 線材の品質管理試験の内容
3	2	4	0	0	第4節	基礎工	3	2	4	0	0	第4節	基礎工
3	2	4	4	0	2-4-4	既製杭工	3	2	4	4	0	2-4-4	既製杭工
3	2	4	4	13	13.既製コンクリ ート杭の施工		3	2	4	4	13	13.既製コンクリ ート杭の施工	
3	2	4	4	13	(1)	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規格によらな なければならない。	3	2	4	4	13	(1)	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規格によらな なければならない。
3	2	4	4	13	(2)	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（遠心力コンク リートくいの施工標準）の規定による。	3	2	4	4	13	(2)	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（既製コンクリ ートくいの施工標準）の規定による。
3	2	4	4	13	(3)	受注者は、杭の継手はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの 施工標準）の規定による。	3	2	4	4	13	(3)	受注者は、杭の継手はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施 工標準）の規定による。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
3	2	4	4	14	14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（ 遠心力 コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。	3	2	4	4	14	14. 杭支持層の確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（ 既製 コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めなければならない。
3	2	4	4	16	16. セメントミルクの水セメント比	また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、 貧配合 のセメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引き上げなければならない。	3	2	4	4	16	16. セメントミルクの水セメント比	また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引き上げなければならない。
3	2	4	4	21	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手		3	2	4	4	21	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	
3	2	4	4	21	(9)	受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。	3	2	4	4	21	(9)	受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを 受 ける側から開始しなければならない。
3	2	4	5	0	2-4-5	場所打杭工	3	2	4	5	0	2-4-5	場所打杭工
3	2	4	5	13	13. 杭頭の処理	また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイトランス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計書図書に示す高さまで取り壊すものとする。	3	2	4	5	13	13. 杭頭の処理	また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイトランス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。
3	2	4	5	19	19. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準 について （環境省告示）、山口県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	2	4	5	19	19. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準（環境省告示）、山口県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。
3	2	4	7	0	2-4-7	オープンケーソン基礎工	3	2	4	7	0	2-4-7	オープンケーソン基礎工
3	2	4	7	7	7. 過掘の禁止	受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	4	7	7	7. 過掘りの禁止	受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	5	0	0	第5節	石・ブロック積（張）工	3	2	5	0	0	第5節	石・ブロック積（張）工
3	2	5	3	0	2-5-3	コンクリートブロック工	3	2	5	3	0	2-5-3	コンクリートブロック工
3	2	5	3	2	2. コンクリートブロック積	コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1：1より急なものをいうものとする。	3	2	5	3	2	2. コンクリートブロック積（張）	コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1：1より急なものをいうものとする。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	5	3	4	4. コンクリートブロック工の空張の積上げ	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	3	2	5	3	4	4. コンクリートブロック工の空張の積上げ	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充てんした後、天端付近に著しい空 隙 が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。
3	2	6	0	0	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	第6節	一般舗装工
3	2	6	3	0	2-6-3	アスファルト舗装工舗装材の材料	3	2	6	3	0	2-6-3	アスファルト舗装工舗装材の材料
3	2	6	3	9	9. 上層路盤の材料規格	表2-20 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9	9. 上層路盤の材料規格	表2-20 上層路盤の品質規格
3	2	6	3	13	13. 再生アスファルトの規格	アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第2編2-3-6安定材に示す100~120を除く40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	13	13. 再生アスファルトの規格	アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第2編2-3-6安定材に示す40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。
3	2	6	6	0	2-6-6	橋面防水工	3	2	6	6	0	2-6-6	橋面防水工
3	2	6	6	4	4. 橋面防水工の施工	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない	3	2	6	6	4	4. 橋面防水工の施工	受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	6	7	0	2-6-7	アスファルト舗装工	3	2	6	7	0	2-6-7	アスファルト舗装工
3	2	6	7	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定		3	2	6	7	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	7	4	(1)	表2-28 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	7	4	(1)	表2-28 マーシャル安定度試験基準値
3	2	6	7	4	(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	7	4	(12)	(12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。
3	2	6	11	0	2-6-11	グースアスファルト舗装工	3	2	6	11	0	2-6-11	グースアスファルト舗装工
3	2	6	11	6	6. 接着剤の塗布	表2-33 接着剤の規格鋼床版用	3	2	6	11	6	6. 接着剤の塗布	表2-33 接着剤の規格鋼床版用
3	2	6	11	13	13. 目地工の施工	[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。	3	2	6	11	13	13. 目地工の施工	削除
3	2	6	12	0	2-6-12	コンクリート舗装工	3	2	6	12	0	2-6-12	コンクリート舗装工
3	2	6	12	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定		3	2	6	12	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	12	4	(1)	表2-42 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	12	4	(1)	表2-42 マーシャル安定度試験基準値

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	7	0	0	第7節	地盤改良工	3	2	7	0	0	第7節	地盤改良工
3	2	7	5	0	2-7-5	パイルネット工	3	2	7	5	0	2-7-5	パイルネット工
3	2	7	5	4	4.既製コンクリート杭の規定		3	2	7	5	4	4.既製コンクリート杭の規定	
3	2	7	5	4	(8)	杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201（ 遠心力 コンクリートくいの施工標準）の規定による。 ② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（ 遠心力 コンクリートくいの施工標準）の規定による。 ③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201（ 遠心力 コンクリートくいの施工標準）の規定による。	3	2	7	5	4	(8)	杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 ① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201（ 既製 コンクリートくいの施工標準）の規定による。 ② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（ 既製 コンクリートくいの施工標準）の規定による。 ③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201（ 既製 コンクリートくいの施工標準）の規定による。
3	2	7	6	0	2-7-6	サンドマット工	3	2	7	6	0	2-7-6	サンドマット工
3	2	7	6	1	1.一般事項	受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	3	2	7	6	1	1.一般事項	受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。
3	2	9	0	0	第9節	構造物撤去工	3	2	9	0	0	第9節	構造物撤去工
3	2	9	3	0	2-9-3	構造物取壊し工	3	2	9	3	0	2-9-3	構造物取壊し工
3	2	9	3	3	3.舗装版切断		3	2	9	3	3	3.舗装版切断	
3	2	9	3	3	(3)	受注者は、「共通仕様書1-1-18 建設副産物 2.マニフェスト」に基づき、監督職員へマニフェストを提示する際、併せてpHの測定結果の提示を行うこと。	3	2	9	3	3	(3)	受注者は、「共通仕様書1-1-19 建設副産物 2.マニフェスト」に基づき、監督職員へマニフェストを提示する際、併せてpHの測定結果の提示を行うこと。
3	2	9	15	0	2-9-15	運搬処理工	3	2	9	15	0	2-9-15	運搬処理工
3	2	9	15	1	1.工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-18工事現場発生品の規定による。	3	2	9	15	1	1.工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-18工事現場発生品の規定による。
3	2	10	0	0	第10節	仮設工	3	2	10	0	0	第10節	仮設工
3	2	10	1	0	2-10-1	一般事項	3	2	10	1	0	2-10-1	一般事項
3	2	10	1	1	1.適用工種	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、 共同溝仮設備工 、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。	3	2	10	1	1	1.適用工種	本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、 足場工 、その他これらに類する工種について定める。
3	2	10	16	0	2-10-16	トンネル仮設備工	3	2	10	16	0	2-10-16	トンネル仮設備工
3	2	10	16	9	9.集じん装置の設置	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。	3	2	10	16	9	9.集じん装置の設置	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、 レスピラブル（吸入性） 粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	10	16	10	10. 換気等の効果確認	3	2	10	16	10	10. 換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2 mg/m ³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、2 mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2 mg/m ³ 低い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。
3	2	12	0	0	第12節	3	2	12	0	0	第12節	工場製作工（共通）
3	2	12	3	0	2-12-3	3	2	12	3	0	2-12-3	桁製作工
3	2	12	3	1	1. 製作加工	3	2	12	3	1	1. 製作加工	
3	2	12	3	1	(8)	3	2	12	3	1	(8)	予熱 [注] 「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が5℃以下の場合には20℃ 以上 に加熱する。
3	2	12	3	1	(11)	3	2	12	3	1	(11)	溶接の検査 ⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。
3	2	12	7	0	2-12-7	3	2	12	7	0	2-12-7	橋梁用防護柵製作工
3	2	12	7	1	1. 製作加工	3	2	12	7	1	1. 製作加工	
3	2	12	7	1	(2)	3	2	12	7	1	(2)	亜鉛めっき地肌のままの場合 ① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 ② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき） 2種の（HDZ55）の550g/m²（片面の付着量） 以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく 2種（HDZ35）の350g/m²（片面の付着量） 以上としなければならない。 ③ 受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。
3	2	12	11	0	2-12-11	3	2	12	11	0	2-12-11	工場塗装工
3	2	12	11	12	12. 検査	3	2	12	11	12	12. 検査	
3	2	12	11	12	(5)	3	2	12	11	12	(5)	受注者は、膜厚測定器として電磁 膜厚計 を使用しなければならない。
3	2	14	0	0	第14節	3	2	14	0	0	第14節	法面工（共通）
3	2	14	2	0	2-14-2	3	2	14	2	0	2-14-2	植生工
3	2	14	2	6	6. 耳芝	3	2	14	2	6	6. 耳芝	図2-7 耳芝

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
3	2	15	0	0	第15節	擁壁工（共通）	3	2	15	0	0	第15節	擁壁工（共通）
3	2	15	3	0	2-15-3	補強土壁工	3	2	15	3	0	2-15-3	補強土壁工
3	2	15	3	9	9.盛土材の敷均し及び締固め	まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等为避免、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	3	2	15	3	9	9.盛土材の敷均し及び締固め	巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等为避免、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。
3	2	17	3	0	2-17-3	樹木・芝生管理工	3	2	17	3	0	2-17-3	樹木・芝生管理工
3	2	17	3	2	2.剪定の施工	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。	3	2	17	3	2	2.剪定の施工	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について（厚生労働省 令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。
3	2	18	0	0	第18節	床版工	3	2	18	0	0	第18節	床版工
3	2	18	2	0	2-18-2	床版工	3	2	18	2	0	2-18-2	床版工
3	2	18	2	1	1.鉄筋コンクリート床版		3	2	18	2	1	1.鉄筋コンクリート床版	
3	2	18	2	1	(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-28後片付け）を行なわなければならない。	3	2	18	2	1	(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-29後片付け）を行なわなければならない。
6	0	0	0	0	第6編	河川編	6	0	0	0	0	第6編	河川編
6	1	0	0	0	第1章	築堤・護岸	6	1	0	0	0	第1章	築堤・護岸
6	1	1	0	0	第1節	適用	6	1	1	0	0	第1節	適用
6	1	1	0	6	6.河積阻害等の防止	受注者は、河川工事の仮締切、瀬替え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等避免するように施工をしなければならない。	6	1	1	0	6	6.河積阻害等の防止	受注者は、河川工事の仮締切、瀬替え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等避免するように施工をしなければならない。
6	3	0	0	0	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	0	第3章	樋門・樋管
6	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	3	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） 国土交通省 河川砂防技術基準（案）（令和元年7月） 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和2年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月）	6	3	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） 国土交通省 河川砂防技術基準（案）（令和4年6月） 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月） 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和5年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月）
6	3	5	0	0	第5節	樋門・樋管本体工	6	3	5	0	0	第5節	樋門・樋管本体工
6	3	5	6	0	3-5-6	函渠工	6	3	5	6	0	3-5-6	函渠工
6	3	5	6	6	6.コンクリート構造の樋門及び樋管		6	3	5	6	6	6.コンクリート構造の樋門及び樋管	
6	3	5	6	6	(7)	受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが避けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	6	3	5	6	6	(7)	受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが避けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
6	4	0	0	0	第4章	水門	6	4	0	0	0	第4章	水門
6	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	4	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和元年10月） 国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成22年4月） 日本道路協会 道路橋支承受便覧（平成31年2月）	6	4	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正） ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成28年10月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成29年11月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（令和3年3月） 国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（令和3年2月） 日本道路協会 道路橋支承受便覧（平成30年12月）
6	4	9	0	0	第9節	鋼管理橋上部工	6	4	9	0	0	第9節	鋼管理橋上部工
6	4	9	10	0	4-9-10	支承工	6	4	9	10	0	4-9-10	支承工
6	4	9	10	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承受便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	9	10	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承受便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	4	14	0	0	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6	4	14	0	0	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）
6	4	14	6	0	4-14-6	支承工	6	4	14	6	0	4-14-6	支承工
6	4	14	6	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承受便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	14	6	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承受便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	4	15	0	0	第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホーラスラブ橋）	6	4	15	0	0	第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホーラスラブ橋）
6	4	15	3	0	4-15-3	支承工	6	4	15	3	0	4-15-3	支承工
6	4	15	3	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承受便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	15	3	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承受便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	5	0	0	0	第5章	堰	6	5	0	0	0	第5章	堰
6	5	1	0	0	第1節	適用	6	5	1	0	0	第1節	適用
6	5	1	0	5	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び閉閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和2年3月）の規定による。	6	5	1	0	5	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び閉閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定による。
6	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
6	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋支承受便覧（平成31年2月）	6	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋支承受便覧（平成30年12月）

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
6	5	10	0	0	第10節	鋼管理橋上部工	6	5	10	0	0	第10節	鋼管理橋上部工
6	5	10	10	0	5-10-10	支承工	6	5	10	10	0	5-10-10	支承工
6	5	10	10	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。	6	5	10	10	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）による。
6	5	15	0	0	第15節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6	5	15	0	0	第15節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）
6	5	15	6	0	5-15-6	支承工	6	5	15	6	0	5-15-6	支承工
6	5	15	6	0		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。	6	5	15	6	0		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。
6	5	16	0	0	第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	6	5	16	0	0	第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）
6	5	16	3	0	5-16-3	支承工	6	5	16	3	0	5-16-3	支承工
6	5	16	3	0		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。	6	5	16	3	0		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。
6	5	17	0	0	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	6	5	17	0	0	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）
6	5	17	3	0	5-17-3	支承工	6	5	17	3	0	5-17-3	支承工
6	5	17	3	0		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。	6	5	17	3	0		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。
6	7	0	0	0	第7章	床止め・床固め	6	7	0	0	0	第7章	床止め・床固め
6	7	4	0	0	第4節	床止め工	6	7	4	0	0	第4節	床止め工
6	7	4	1	0	7-4-1	一般事項	6	7	4	1	0	7-4-1	一般事項
6	7	4	1	0		本節は、床止め工として、作業土工、既製杭工、矢板工、本体工、取付擁壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。	6	7	4	1	0		本節は、床止め工として、作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、矢板工、本体工、取付擁壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。
6	7	5	0	0	第5節	床固め工	6	7	5	0	0	第5節	床固め工
6	7	5	1	0	7-5-1	一般事項	6	7	5	1	0	7-5-1	一般事項
6	7	5	1	0		本節は、床固め工として、作業土工、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。	6	7	5	1	0		本節は、床固め工として、作業土工（床掘り・埋戻し）、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。
6	8	0	0	0	第8章	河川維持	6	8	0	0	0	第8章	河川維持
6	8	7	0	0	第7節	路面補修工	6	8	7	0	0	第7節	路面補修工
6	8	7	2	0	8-7-2	材料	6	8	7	2	0	8-7-2	材料
6	8	7	2	3	3.クラック防止シート	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	8	7	2	3	3.クラック防止シート	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督職員の承諾を得なければならない。
7	0	0	0	0	第7編	河川海岸編	7	0	0	0	0	第7編	河川海岸編
7	1	0	0	0	第1章	堤防・護岸	7	1	0	0	0	第1章	堤防・護岸
7	1	6	0	0	第6節	護岸工	7	1	6	0	0	第6節	護岸工
7	1	6	1	0	1-6-1	一般事項	7	1	6	1	0	1-6-1	一般事項
7	1	6	1	3	3.護岸のコンクリート施工	受注者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第7編1-5-5場所打コンクリート工の規定による。	7	1	6	1	3	3.護岸のコンクリート施工	受注者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第7編1-5-5場所打コンクリート工の規定による。
7	1	6	2	0	1-6-2	材料	7	1	6	2	0	1-6-2	材料
7	1	6	2	8	8.止水板の種類及び規格	護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によらなければならない。	7	1	6	2	8	8.止水板の種類及び規格	護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。
7	1	6	3	0	1-6-3	石積（張）工	7	1	6	3	0	1-6-3	石積（張）工
7	1	6	3	0		石積（張）工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定によるものとする。	7	1	6	3	0		石積（張）工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定による。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	
7	1	7	0	0	第7節	擁壁工	7	1	7	0	0	第7節	擁壁工
7	1	7	3	0	1-7-3	場所打擁壁工	7	1	7	3	0	1-7-3	場所打擁壁工
7	1	7	3	4	4. 裏込石の施工	受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐりまたはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	7	1	7	3	4	4. 裏込石の施工	受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。
7	1	9	0	0	第9節	波返工	7	1	9	0	0	第9節	波返工
7	1	9	2	0	1-9-2	材料	7	1	9	2	0	1-9-2	材料
7	1	9	2	0		波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書に るものとする。	7	1	9	2	0		波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書に よるものとする。
7	1	11	0	0	第11節	カルバート工	7	1	11	0	0	第11節	カルバート工
7	1	11	1	0	1-11-1	一般事項	7	1	11	1	0	1-11-1	一般事項
7	1	11	1	2	2. 一般事項（2）	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針7－1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）、「道路土工要綱 2－7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	11	1	2	2. 一般事項（2）	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針7－1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）、「道路土工要綱 2－7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
7	2	0	0	0	第2章	突堤・人工岬	7	2	0	0	0	第2章	突堤・人工岬
7	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	7	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
7	2	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員にと協議しなければならない。 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月） 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月） 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成26年12月） 本土木工事共通仕様書に特段の定めのないものについて、河川、海岸等の工事においては「山口県土木工事共通仕様書（港湾編）」に準拠するものとする。	7	2	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員にと協議しなければならない。 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月） 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月） 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成27年2月） 本土木工事共通仕様書に特段の定めのないものについて、河川、海岸等の工事においては「山口県土木工事共通仕様書（港湾編）」に準拠するものとする。
7	2	5	0	0	第5節	突堤本体工	7	2	5	0	0	第5節	突堤本体工
7	2	5	11	0	2-5-11	ケーソン工	7	2	5	11	0	2-5-11	ケーソン工
7	2	5	11	25	25. ケーソンの安定	受注者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。曳た、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講ずるものとする。	7	2	5	11	25	25. ケーソンの安定	受注者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。曳た、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じなければならない。
7	4	0	0	0	第4章	浚渫（海岸）	7	4	0	0	0	第4章	浚渫（海岸）
7	4	4	0	0	第4節	浚渫工（グラブ船）	7	4	4	0	0	第4節	浚渫工（グラブ船）
7	4	4	3	0	4-4-3	作業船運転工	7	4	4	3	0	4-4-3	作業船運転工
7	4	4	3	0		作業船運転工の施工については、第6編2－3－3作業船運転工の規定による。	7	4	4	3	0		作業船運転工の施工については、第6編2－4－3作業船運転工の規定による。
7	4	5	0	0	第5節	浚渫工（グラブ船）	7	4	5	0	0	第5節	浚渫工（グラブ船）
7	4	5	2	0	4-5-2	浚渫土処理工	7	4	5	2	0	4-5-2	浚渫土処理工
7	4	5	2	0		受注者は、浚渫土処理工にあたっては、第6編2－5－2浚渫土処理工の規定による。	7	4	5	2	0		受注者は、浚渫土処理工にあたっては、第6編2－6－2浚渫土処理工の規定による。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
8	0	0	0	0	第8編	砂防編	8	0	0	0	0	第8編	砂防編
8	1	0	0	0	第1章	砂防堰堤	8	1	0	0	0	第1章	砂防堰堤
8	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	8	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
8	1	2	0	0		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p> <p>砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧（平成28年版）</p>	8	1	2	0	0		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2013年制定]（2013年10月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定]（2018年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成29年11月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p> <p>砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧（平成28年版）</p>
8	1	8	0	0	第8節	コンクリート堰堤工	8	1	8	0	0	第8節	コンクリート堰堤工
8	1	8	1	0	1-8-1	一般事項	8	1	8	1	0	1-8-1	一般事項
8	1	8	1	1	1.適用工種	本節は、コンクリート堰堤工として作業土工（床掘り・埋戻し）、埋戻し工、コンクリート 堰堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	8	1	8	1	1	1.適用工種	本節は、コンクリート堰堤工として作業土工（床掘り・埋戻し）、埋戻し工、コンクリート 堰堤本体工、コンクリート副堰堤工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。
8	1	8	6	0	1-8-6	コンクリート側壁工	8	1	8	6	0	1-8-6	コンクリート側壁工
8	1	8	6	1	1.適用規定	均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編1-8-4コンクリートえん堤本体工の規定による。	8	1	8	6	1	1.適用規定	均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
8	3	0	0	0	第3章	8	3	0	0	0	第3章	斜面对策
8	3	2	0	0	第2節	8	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
8	3	2	0	0		8	3	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員にと協議しなければならない。 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（令和元年6月） 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成25年10月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針（平成11年3月） 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月） 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月） PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き（平成24年9月） 斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領（平成28年3月） 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（平成19年12月）
8	3	5	0	0	第5節	8	3	5	0	0	第5節	擁壁工
8	3	5	1	0	3-5-1	8	3	5	1	0	3-5-1	一般事項
8	3	5	1	0		8	3	5	1	0		本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。
8	3	6	0	0	第6節	8	3	6	0	0	第6節	山腹水路工
8	3	6	1	0	3-6-1	8	3	6	1	0	3-6-1	一般事項
8	3	6	1	0		8	3	6	1	0		本節は、山腹水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、現場排水路工その他これらに類する工種について定める。
8	3	9	0	0	第9節	8	3	9	0	0	第9節	抑止杭工
8	3	9	1	0	3-9-1	8	3	9	1	0	3-9-1	一般事項
8	3	9	1	3	3. 杭建て込みのための削孔	8	3	9	1	3	3. 杭建て込みのための削孔	受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。
8	3	9	3	0	3-9-3	8	3	9	3	0	3-9-3	既製杭工
8	3	9	3	3	3. 人工泥水	8	3	9	3	3	3. 人工泥水	受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけるように施工しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
9	0	0	0	0	第9編	9	0	0	0	0	第9編	ダム編
9	1	0	0	0	第1章	9	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム
9	1	2	0	0	第2節	9	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
9	1	2	0	0		9	1	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）
9	1	3	0	0	第3節	9	1	3	0	0	第3節	掘削工
9	1	3	5	0	1-3-5	9	1	3	5	0	1-3-5	岩盤面処理
9	1	3	5	1	1. 一般事項	9	1	3	5	1	1. 一般事項	なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督職員が変更する場合があるものとする。
9	1	4	0	0	第4節	9	1	4	0	0	第4節	ダムコンクリート工
9	1	4	7	0	1-4-7	9	1	4	7	0	1-4-7	コンクリートの運搬
9	1	4	7	4	4. バケットの構造	9	1	4	7	4	4. バケットの構造	バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ、速やかなものとする。
9	1	4	9	0	1-4-9	9	1	4	9	0	1-4-9	コンクリートの打込み
9	1	4	9	8	8. 異コンクリートの打継ぎ	9	1	4	9	8	8. 異コンクリートの打継ぎ	受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変をさけるようコンクリートを打込まなければならない。
9	2	0	0	0	第2章	9	2	0	0	0	第2章	フィルダム
9	2	3	0	0	第3節	9	2	3	0	0	第3節	掘削工
9	2	3	3	0	2-3-3	9	2	3	3	0	2-3-3	過掘の処理
9	2	3	3	2	2. 過掘の処理	9	2	3	3	2	2. 過掘りの処理	受注者は、過掘をした場合は、その処理について監督職員と協議しなければならない。
9	2	4	0	0	第4節	9	2	4	0	0	第4節	盛立工
9	2	4	1	0	2-4-1	9	2	4	1	0	2-4-1	一般事項
9	2	4	1	6	6. オーバーサイズの除去	9	2	4	1	6	6. オーバーサイズの除去	受注者は、まき出し時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。
9	2	4	5	0	2-4-5	9	2	4	5	0	2-4-5	コアの盛立
9	2	4	5	2	2. まき出し	9	2	4	5	2	2. 巻出し	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。
9	2	4	5	3	3. まき出し厚と転圧	9	2	4	5	3	3. 巻出し厚と転圧	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。
9	2	4	5	4	4. まき出し材料の含水比	9	2	4	5	4	4. 巻出し材料の含水比	受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督職員の指示に従い処置しなければならない。
9	2	4	5	5	5. 層間の密着性の確保	9	2	4	5	5	5. 層間の密着性の確保	受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督職員の指示に従い、散水あるいはスカリファイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後にまき出しを行わなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
9	2	4	6	0	2-4-6	フィルターの盛立	9	2	4	6	0	2-4-6	フィルターの盛立
9	2	4	6	2	2.まき出し	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	9	2	4	6	2	2.巻出し	受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。
9	2	4	6	3	3.まき出し厚と転圧	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	9	2	4	6	3	3.巻出し厚と転圧	受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。
9	2	4	6	4	4.まき出し材料の粒度	受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	9	2	4	6	4	4.巻出し材料の粒度	受注者は、巻出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督職員の指示に従い処置しなければならない。
9	2	4	7	0	2-4-7	ロックの盛立	9	2	4	7	0	2-4-7	ロックの盛立
9	2	4	7	2	2.まき出し	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	9	2	4	7	2	2.巻出し	受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。
9	2	4	7	3	3.まき出し厚と転圧	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	9	2	4	7	3	3.巻出し厚と転圧	受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。
9	2	4	7	4	4.大塊・小塊のまき出し	受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側にまき出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるようにまき出さなければならない。	9	2	4	7	4	4.大塊・小塊の巻出し	受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側に巻出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるように巻出さなければならない。
10	0	0	0	0	第10編	道路編	10	0	0	0	0	第10編	道路編
10	1	0	0	0	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	第1章	道路改良
10	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	1	2	0	0		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	1	2	0	0		また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
10	1	2	0	0		日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月） 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	10	1	2	0	0		日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月） 日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
10	2	0	0	0	第2章	10	2	0	0	0	第2章	舗装
10	2	2	0	0	第2節	10	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	2	2	0	0		10	2	2	0	0		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月） 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（令和2年6月） 日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月） 日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月） 建設省 道路附属物の基礎について（昭和50年7月） 日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版）（平成8年10月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月） 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月） 日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月） 日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月） 土木学会 舗装標準示方書（平成27年10月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	2	5	0	0	第5節	10	2	5	0	0	第5節	排水構造土工（路面排水工）
10	2	5	1	0	2-5-1	10	2	5	1	0	2-5-1	一般事項
10	2	5	1	2	2.適用規定	10	2	5	1	2	2.適用規定	排水構造土工（路面排水工）の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び本編2-5-3側溝工、2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工の規定による。
10	2	8	0	0	第8節	10	2	8	0	0	第8節	防護柵工
10	2	8	1	0	2-8-1	10	2	8	1	0	2-8-1	一般事項
10	2	8	1	3	3.適用基準	10	2	8	1	3	3.適用基準	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1.施工」（日本道路協会、平成28年12月改訂）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定および第3編2-3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	2	9	0	0	第9節	10	2	9	0	0	第9節	標識工
10	2	9	1	0	2-9-1	10	2	9	1	0	2-9-1	一般事項
10	2	9	1	3	3.適用規定	10	2	9	1	3	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工（床堀り・埋戻し）、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年8月）による。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
10	2	10	0	0	第10節	10	2	10	0	0	第10節	区画線工
10	2	10	1	0	2-10-1	10	2	10	1	0	2-10-1	一般事項
10	2	10	1	3	3.適用規定	10	2	10	1	3	3.適用規定	受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」及び第3編2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	3	0	0	0	第3章	10	3	0	0	0	第3章	橋梁下部
10	3	1	0	0	第1節	10	3	1	0	0	第1節	適用
10	3	1	0	5	5.強度測定	10	3	1	0	5	5.強度測定	
10	3	1	0	5	(2)	10	3	1	0	5	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）に従い行わなければならない。
10	3	2	0	0	第2節	10	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	3	2	0	0		10	3	2	0	0		日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）
10	3	6	0	0	第6節	10	3	6	0	0	第6節	橋台工
10	3	6	8	0	3-6-8	10	3	6	8	0	3-6-8	橋台躯体工
10	3	6	8	4	4.適用規定	10	3	6	8	4	4.適用規定	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。
10	3	8	0	0	第8節	10	3	8	0	0	第8節	鋼製橋脚工
10	3	8	9	0	3-8-9	10	3	8	9	0	3-8-9	橋脚フーチング工
10	3	8	9	6	6.フーチング箱抜きの施工	10	3	8	9	6	6.フーチング箱抜きの施工	受注者は、フーチングの箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。
10	4	0	0	0	第4章	10	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部
10	4	2	0	0	第2節	10	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	4	2	0	0		10	4	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月） 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月） 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月） 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月） 日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月） 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針（平成14年3月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	4	2	0	0		10	4	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（令和2年9月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月） 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月） 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月） 日本道路協会 道路橋床版防水便覧（平成19年3月） 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧（令和2年9月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針（案）とその解説（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月） 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月） 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年11月）
10	4	5	0	0	第5節	10	4	5	0	0	第5節	鋼橋架設工
10	4	5	10	0	4-5-10	10	4	5	10	0	4-5-10	支承工
10	4	5	10	0		10	4	5	10	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
10	5	0	0	0	第5章	10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部
10	5	2	0	0	第2節	10	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	5	2	0	0		10	5	2	0	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）〔平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和2年9月） 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月） 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月） 建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月） 国土開発技術研究センター プレベーム合成桁橋設計施工指針（平成30年8月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	5	5	0	0	第5節	10	5	5	0	0	第5節	コンクリート橋上部
10	5	5	6	0	5-5-6	10	5	5	6	0	5-5-6	適用すべき諸基準
10	5	5	6	0		10	5	5	6	0		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）〔平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成29年11月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月） 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月） 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（令和2年9月） 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和3年3月） 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧（昭和45年4月） 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説（昭和59年4月） 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧（令和3年11月） 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月） 建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月） 国土開発技術研究センター プレベーム合成桁橋設計施工指針（平成30年8月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	5	6	0	0	第6節	10	5	6	0	0	第6節	PC橋工
10	5	6	3	0	5-6-3	10	5	6	3	0	5-6-3	支承工
10	5	6	3	0		10	5	6	3	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。
10	5	7	0	0	第7節	10	5	7	0	0	第7節	プレベーム桁橋工
10	5	7	3	0	5-7-3	10	5	7	3	0	5-7-3	支承工
10	5	7	3	0		10	5	7	3	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）による。
10	5	8	0	0	第8節	10	5	8	0	0	第8節	RCホーラスラブ橋工
10	5	8	3	0	5-8-3	10	5	8	3	0	5-8-3	支承工
10	5	8	3	0		10	5	8	3	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
10	5	10	0	0	第10節	P C箱桁橋工	10	5	10	0	0	第10節	P C箱桁橋工
10	5	10	3	0	5-10-3	支承工	10	5	10	3	0	5-10-3	支承工
10	5	10	3	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。	10	5	10	3	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）による。
10	5	11	0	0	第11節	P C片持箱桁橋工	10	5	11	0	0	第11節	P C片持箱桁橋工
10	5	11	3	0	5-11-3	支承工	10	5	11	3	0	5-11-3	支承工
10	5	11	3	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）による。	10	5	11	3	0		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）による。
10	6	0	0	0	第6章	トンネル（NATM）	10	6	0	0	0	第6章	トンネル（NATM）
10	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	6	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	6	2	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説（平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説（平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成28年8月） 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成21年2月） 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月） 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準（平成31年3月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月） 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針（平成8年10月） 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成30年1月）	10	6	2	0	0	土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 【2016年制定】 （平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 【2016年制定】 （平成28年8月） 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 【2016年制定】 （平成28年8月） 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針（平成21年2月） 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月） 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準（平成31年3月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定） （令和3年4月） 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針（平成8年10月） 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月） 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成30年1月）	
10	6	3	0	0	第3節	トンネル掘削工	10	6	3	0	0	第3節	トンネル掘削工
10	6	3	2	0	6-3-2	掘削工	10	6	3	2	0	6-3-2	掘削工
10	6	3	2	1	1.一般事項	受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破をさけ、余掘を少なくするよう施工しなければならない。	10	6	3	2	1	1.一般事項	受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を 避け 、余掘を少なくするよう施工しなければならない。
10	6	5	0	0	第5節	覆工	10	6	5	0	0	第5節	覆工
10	6	5	3	0	6-5-3	覆工コンクリート工	10	6	5	3	0	6-5-3	覆工コンクリート工
							10	6	5	3	11	11.横断目地	トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。 なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	
10	6	5	3	11	11. 打設時期	受注者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	6	5	3	12	12. 打設時期	受注者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド	10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド
10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	7	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月） 日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月）	10	7	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定]（2018年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定]（2018年3月） 日本道路協会 落石対策便覧（平成29年6月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月）
10	7	3	0	0	第3節	プレキャストシェッド下部工	10	7	3	0	0	第3節	プレキャストシェッド下部工
10	7	3	6	0	7-3-6	受台工	10	7	3	6	0	7-3-6	受台工
10	7	3	6	3	3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	7	3	6	3	3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。
10	7	4	0	0	第4節	プレキャストシェッド上部工	10	7	4	0	0	第4節	プレキャストシェッド上部工
10	7	4	3	0	7-4-3	架設工	10	7	4	3	0	7-4-3	架設工
10	7	4	3	2	2. 適用規定（2）	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。	10	7	4	3	2	2. 適用規定（2）	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。
10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド	10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド
10	8	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	8	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	8	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成31年2月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月） 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月） 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月） 日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月） 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月） 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月） 日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月） 日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	8	2	0	0		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（令和2年9月） 日本道路協会 道路橋支承便覧（平成30年12月） 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月） 日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月） 日本道路協会 杭基礎施工便覧（令和2年9月） 日本道路協会 杭基礎設計便覧（令和2年9月） 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月） 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（令和3年10月） 日本道路協会 落石対策便覧（平成29年6月） 日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針（案）とその解説－（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
10	8	5	0	0	第5節	鋼製シェッド下部工	10	8	5	0	0	第5節	鋼製シェッド下部工
10	8	5	6	0	8-5-6	受台工	10	8	5	6	0	8-5-6	受台工
10	8	5	6	4	4.防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	8	5	6	4	4.防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。
10	8	5	6	5	5. 支承部の箱抜き施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。	10	8	5	6	5	5. 支承部の箱抜き施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成30年12月）の規定による。
10	8	6	0	0	第6節	鋼製シェッド上部工	10	8	6	0	0	第6節	鋼製シェッド上部工
10	8	5	7	0	8-5-7	防水工	10	8	6	7	0	8-6-7	防水工
10	8	5	7	1	1.銘板の施工	受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。	10	8	6	7	0		受注者は、防水工の施工については、設計図書によらなければならない。
10	8	5	7	2	2.銘板の材質	銘板の材質は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。							削除
10	8	5	7	3	3.銘板	受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。							削除
10	8	5	7	4	4.銘板に記載する年月	受注者は、銘板に記載する年月は鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。							削除
10	10	0	0	0	第10章	地下駐車場	10	10	0	0	0	第10章	地下駐車場
10	10	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	10	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	10	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 駐車場設計・施工指針（平成4年11月） 駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料（平成10年6月） 日本道路協会 道路構造令の解説と運用（平成27年6月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）	10	10	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 駐車場設計・施工指針（平成4年11月） 駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料（平成10年6月） 日本道路協会 道路構造令の解説と運用（令和3年3月） 日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針（案）とその解説-（平成29年11月） 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（平成29年11月）
10	11	0	0	0	第11章	共同溝	10	11	0	0	0	第11章	共同溝
10	11	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	11	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	11	2	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説（平成28年8月）	10	11	2	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 [2016年制定]（平成28年8月）

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
10	14	0	0	0	第14章	10	14	0	0	0	第14章	道路維持
10	14	1	0	0	第1節	10	14	1	0	0	第1節	適用
10	14	1	0	5		10	14	1	0	5	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。
10	14	14	0	0	第14節	10	14	14	0	0	第14節	橋梁床版工
10	14	14	5	0	14-14-5	10	14	14	5	0	14-14-5	床版増厚補強工
10	14	14	5	2	2. 床版防水膜、橋面舗装の施工	10	14	14	5	2	2. 床版防水膜、橋面舗装の施工	床版防水膜、橋面舗装の施工については、第10編第2章第3節舗装工の規定による。
10	14	20	0	0	第20節	10	14	20	0	0	第20節	道路清掃工
10	14	20	4	0	14-20-4	10	14	20	4	0	14-20-4	路肩清掃工
10	14	20	4	0		10	14	20	4	0		受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締め固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。
10	15	0	0	0	第15章	10	15	0	0	0	第15章	雪寒
10	15	2	0	0	第2節	10	15	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	15	2	0	0		10	15	2	0	0		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）
10	15	3	0	0	第3節	10	15	3	0	0	第3節	除雪工
10	15	3	5	0	15-3-5	10	15	3	5	0	15-3-5	凍結防止工
10	15	3	5	4	4. 凍結防止剤の保管等	10	15	3	5	4	4. 凍結防止剤の保管等	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。
10	15	3	7	0	15-3-7	10	15	3	7	0	15-3-7	安全処理工
10	15	3	7	2	2. 適用規定	10	15	3	7	2	2. 適用規定	人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5雪崩の処理」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	16	0	0	0	第16章	10	16	0	0	0	第16章	道路修繕
10	16	1	0	0	第1節	10	16	1	0	0	第1節	適用
10	16	1	0	5		10	16	1	0	5	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。
10	16	24	0	0	第24節	10	16	24	0	0	第24節	橋脚巻立て工
10	16	24	4	0	16-24-4	10	16	24	4	0	16-24-4	R C橋脚鋼板巻立て工
10	16	24	4	27	27. 騒音と粉じん	10	16	24	4	27	27. 騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-30環境対策の規定によらなければならない。
10	16	24	4	29	29. 超音波探傷試験の検査技術者	10	16	24	4	29	29. 超音波探傷試験の検査技術者	超音波探傷試験の検査技術者は、（社）日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。
10	16	24	4	29	29. 超音波探傷試験の検査技術者	10	16	24	4	29	29. 超音波探傷試験の検査技術者	超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく2種以上の有資格者とする。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
10	16	24	5	0	16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工	10	16	24	5	0	16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工
10	16	24	5	6	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-30環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	10	16	24	5	6	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-31環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
11	0	0	0	0	第11編	下水道編	11	0	0	0	0	第11編	下水道編
11	1	0	0	0	第1章	管路	11	1	0	0	0	第1章	管路
11	1	3	0	0	第3節	管きょ工（開削）	11	1	3	0	0	第3節	管きょ工（開削）
11	1	3	2	0	1-3-2	材料	11	1	3	2	0	1-3-2	材料
11	1	3	2	1	1.		11	1	3	2	1	1.	
11	1	3	2	1	(1) 鉄筋コンクリート管	JSWAS A-1（下水道用鉄筋コンクリート管） JSWAS A-5（下水道用鉄筋コンクリート卵形管） JSWAS A-9（下水道用台付鉄筋コンクリート管）	11	1	3	2	1	(1) 鉄筋コンクリート管	JSWAS A-1（下水道用鉄筋コンクリート管） JSWAS A-9（下水道用台付鉄筋コンクリート管）
11	1	3	2	1	(3) 硬質塩化ビニル管	JSWAS K-1（下水道用硬質塩化ビニル管） JSWAS K-3（下水道用硬質塩化ビニル卵形管） JSWAS K-13（下水道用リブ付硬質塩化ビニル管）	11	1	3	2	1	(3) 硬質塩化ビニル管	JSWAS K-1（下水道用硬質塩化ビニル管） JSWAS K-13（下水道用リブ付硬質塩化ビニル管）
11	1	3	3	0	1-3-3	管路土工	11	1	3	3	0	1-3-3	管路土工
11	1	3	3	3	3.	受注者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、監督職員と協議のうえ、第三者への被害を未然に防止しなければならない。	11	1	3	3	3	3.	受注者は工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、設計図書に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。
11	1	3	4	0	1-3-4	管布設工	11	1	3	4	0	1-3-4	管布設工
11	1	3	4	3	3.	受注者は、接着剤、樹脂系接合剤、滑剤、ゴム輪等は、材質の変質を防止する措置（冷暗な場所に保管する等）をとらなければならない。	11	1	3	4	3	3.	受注者は、接着剤、樹脂系接合剤、滑剤、ゴム輪等は、材質の変質を防止する措置（冷暗な場所に保管する等）をとらなければならない。なお、接着剤の取り扱いに当たっては、消防法等関係法令を遵守しなければならない。
11	1	3	4	8	8.		11	1	3	4	8	8.	
11	1	3	4	8	(4)	滑剤には、ゴム輪接合専用滑剤を使用し、グリス、油等を用いてはならない。	11	1	3	4	8	(4)	滑剤には、ゴム輪接合専用滑剤を使用し、グリス、油等はゴム輪を劣化させるので使用してはならない。
11	1	3	4	11	11.		11	1	3	4	11	11.	
11	1	3	4	11	(2)	既製く形きょの縦諦め施工は、道路土工—カルバート指針4-2-2の規定によらなければならない。	11	1	3	4	11	(2)	既製く形きょの縦諦め施工は、道路土工—カルバート指針7-2の規定によらなければならない。
11	1	3	4	14	(埋設標識テープ) 14.	受注者は、本管の埋戻しに際し、設計図書に基づき、管の上部に埋設標識テープを布設しなければならない。埋設標識テープは埋戻し及び締固めを行った後、マンホールからマンホールまで切れ目なく布設しなければならない。	11	1	3	4	14	(埋設標識シート) 14.	受注者は、本管の埋戻しに際し、設計図書に基づき、管の上部に埋設標識シートを布設しなければならない。埋設標識シートは埋戻し及び締固めを行った後、マンホールからマンホールまで切れ目なく布設しなければならない。
11	1	3	4	15	15.		11	1	3	4	15	15.	
11	1	3	4	15	(4)	既設マンホールその他地下構造物に出入りする場合には、必ず事前に滞留する有毒ガス、酸素欠乏等に対して十分な調査を行わなければならない。	11	1	3	4	15	(4)	受注者は、既設マンホールその他地下構造物に出入りする場合には、必ず事前に滞留する有毒ガス、酸素欠乏等に対して十分な調査を行わなければならない。
11	1	3	6	0	1-3-6	水路築造工	11	1	3	6	0	1-3-6	水路築造工
11	1	3	6	1	1.	受注者は、既製く形きょの施工について、1-3-4 管布設工（既製く形きょ）の規定によるものとする。	11	1	3	6	1	1.	受注者は、既製く形きょの施工について、1-3-4 管布設工の11.既製く形きょの布設の規定によるものとする。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
11	1	3	7	0	1-3-7	管路土留工	11	1	3	7	0	1-3-7	管路土留工
							11	1	3	7	2	2.	受注者は、掘削に伴ってボイリング、ヒーピング、盤ぶくれが発生しないよう、掘削底面の安定について検討しなければならない。
11	1	3	7	7	(木矢板、軽量鋼矢板土留、アルミ矢板土留) 7.	受注者は、建込み式の木矢板、軽量鋼矢板土留、アルミ矢板土留の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。	11	1	3	7	8	(木矢板土留、軽量鋼矢板土留、アルミ矢板土留) 8.	受注者は、たて込み式の木矢板土留、軽量鋼矢板土留、アルミ矢板土留の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。
11	1	3	7	7	(2)	バックホウの打撃による建込み作業は行ってはならない。	11	1	3	7	8	(2)	バックホウの打撃によるたて込み作業は行ってはならない。
11	1	3	7	7	(4)	建込みの法線が不揃いとなった場合は、一旦引抜いて再度建込むものとする。	11	1	3	7	8	(4)	たて込みの法線が不揃いとなった場合は、一旦引抜いて再度建込むものとする。
11	1	3	7	8	(建て込み簡易土留) 8.	受注者は、建て込み簡易土留の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。	11	1	3	7	9	(たて込み簡易土留) 9.	受注者は、たて込み簡易土留の施工にあたり、下記の規定によらなければならない。
11	1	3	7	8	(1)	建て込み簡易土留材は先掘りしながら所定の深さに設置しなければならない。	11	1	3	7	9	(1)	たて込み簡易土留材は先掘りしながら所定の深さに設置しなければならない。
11	1	3	7	8	(2)	土留め背面に間隙が生じないよう切梁による調整、または砂詰め等の処置をしながら、建込みを行わなければならない。	11	1	3	7	9	(2)	土留め背面に間隙が生じないよう切梁による調整、または砂詰め等の処置をしながら、たて込みを行わなければならない。
11	1	3	7	8	(3)	建て込み簡易土留材の引抜きは締固め厚さごとに引抜き、パネル部分の埋戻しと締固めを十分行わなければならない。	11	1	3	7	9	(3)	たて込み簡易土留材の引抜きは締固め厚さごとに引抜き、パネル部分の埋戻しと締固めを十分行わなければならない。
11	1	3	7	8	(4)	バックホウの打撃による建込み作業は行ってはならない。	11	1	3	7	9	(4)	バックホウの打撃によるたて込み作業は行ってはならない。
11	1	3	7	9	(鋼矢板、H鋼杭土留) 9.	受注者は、H鋼杭、鋼矢板の打込み引抜きの施工にあたり、下記の規定によらなければならない。	11	1	3	7	10	(鋼矢板土留、H鋼杭土留) 10.	受注者は、H鋼杭、鋼矢板等の打込み引抜きの施工にあたり、下記の規定によらなければならない。
11	1	3	7	9	(1)	H鋼杭、鋼矢板の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械については打込み地点の土質条件、施工条件及び周辺環境に応じたものを用いなければならない。	11	1	3	7	10	(1)	H鋼杭、鋼矢板等の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械については打込み地点の土質条件、施工条件及び周辺環境に応じたものを用いなければならない。
11	1	3	7	9	(2)	H鋼杭、鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。	11	1	3	7	10	(2)	H鋼杭、鋼矢板等の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。
11	1	3	7	9	(4)	ウォータージェットを併用してH鋼杭、鋼矢板を施工する場合には、最後の打上りを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。	11	1	3	7	10	(4)	ウォータージェットを併用してH鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打止めを併用機械で貫入させ、落着かせなければならない。
11	1	3	7	9	(5)	H鋼杭、鋼矢板の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。	11	1	3	7	10	(5)	H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。
11	1	3	7	10	(1)	親杭はH鋼杭を標準とし、打込み及び引抜きの施工については、1-3-7の9.のH鋼杭、鋼矢板の打込み引抜きの施工の規定によらなければならない。	11	1	3	7	11	(1)	親杭はH鋼杭を標準とし、打込み及び引抜きの施工については、1-3-7の10.のH鋼杭、鋼矢板等の打込み引抜きの施工の規定によらなければならない。
11	1	3	11	0	1-3-11	地下水位低下工	11	1	3	11	0	1-3-11	地下水位低下工
11	1	3	11	1	1.	受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。	11	1	3	11	1	1.	受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルの施工にあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。
11	1	3	11	6	6.	受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	11	1	3	11	6	6.	受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
11	1	4	0	0	第4節	管きよ工（小口径推進）	11	1	4	0	0	第4節	管きよ工（小口径推進）
11	1	4	3	0	1-4-3	小口径推進	11	1	4	3	0	1-4-3	小口径推進
							11	1	4	3	7	(クレーン設備) 7.	受注者は、クレーン等の設置及び使用にあたり、関係法令等の定めるところに従い適切に行わなければならない。
11	1	4	5	0	1-4-5	仮設備工	11	1	4	5	0	1-4-5	仮設備工
11	1	4	5	6	6.	受注者は、油圧及び電気機器について十分能力に余裕あるものを選定するものとし、常時点検整備に努め、故障及び油脂類の流出を未然に防止しなければならない。	11	1	4	5	6	6.	受注者は、油圧及び電気機器について十分能力に余裕あるものを選定するものとし、常時点検整備に努め、故障を未然に防止しなければならない。
11	1	5	0	0	第5節	管きよ工（推進）	11	1	5	0	0	第5節	管きよ工（推進）
11	1	5	2	0	1-5-2	材料	11	1	5	2	0	1-5-2	材料
11	1	5	2	1	1.		11	1	5	2	1	1.	
11	1	5	2	1	(1)	JSWS A-2（下水道推進工法用鉄筋コンクリート管）	11	1	5	2	1	(1)	JSWS A-2（下水道用推進工法用鉄筋コンクリート管）
11	1	5	2	1	(2)	ガラス繊維鉄筋コンクリート	11	1	5	2	1	(2)	ガラス繊維鉄筋コンクリート管
11	1	5	3	0	1-5-3	推進工	11	1	5	3	0	1-5-3	推進工
11	1	5	3	24	24.	受注者は、掘削土を流体輸送方式によって坑外へ搬出する場合は、流体輸送装置の土質に対する適応性、輸送装置の配置、輸送管の管種・管径等について検討し、施工計画書に明記しなければならない。	11	1	5	3	24	24.	受注者は、掘削土を流体輸送方式によって坑外へ搬出する場合は、流体輸送装置の土質に対する適応性、輸送装置の配置、輸送管の管種・管径等について検討し、施工計画書に明記しなければならない。
11	1	5	3	28	28.	受注者は、泥濃式掘進機について、土質に適応したカッターヘッドの構造のものとし、掘削土量及び搬出するレキの大きさに適合したオーバーカッター、排土バルブ、分級機を有する者を選定しなければならない。	11	1	5	3	28	28.	受注者は、泥濃式掘進機について、土質に適応したカッターヘッドの構造のものとし、掘削土量及び搬出するレキの大きさ等施工条件に適合したオーバーカッター、排土バルブ、分級機を有するものを選定しなければならない。
11	1	5	5	0	1-5-5	仮設備工	11	1	5	5	0	1-5-5	仮設備工
11	1	5	5	1	1.	坑口の施工については、1-4-3 小口径推進工（坑口）の規定によるものとする。	11	1	5	5	1	1.	坑口の施工については、1-4-5 仮設備工（坑口）の規定によるものとする。
11	1	5	5	2	2.	鏡切りの施工については、1-4-3 小口径推進工（鏡切り）の規定によるものとする。	11	1	5	5	2	2.	鏡切りの施工については、1-4-5 仮設備工（鏡切り）の規定によるものとする。
11	1	5	5	8	8.	受注者は、発進台について高さ、姿勢の確保はもちろんのこと、がたつき等の無いよう安定性には十分配慮しなければならない。	11	1	5	5	8	8.	受注者は、発進用受台について高さ、姿勢の確保はもちろんのこと、がたつき等の無いよう安定性には十分配慮しなければならない。
11	1	5	5	9	9.	受注者は、推進管の計画線を確保できるよう、推進台設置にあたっては、正確、堅固な構造としなければならない。	11	1	5	5	9	9.	受注者は、推進管の計画線を確保できるよう、発進用受台設置にあたっては、正確、堅固な構造としなければならない。
11	1	5	5	12	12.	支圧壁の施工については、1-4-3 小口径推進工（支圧壁）の規定によるものとする。	11	1	5	5	12	12.	支圧壁の施工については、1-4-5 仮設備工（支圧壁）の規定によるものとする。
11	1	6	0	0	第6節	管きよ工（シールド）	11	1	6	0	0	第6節	管きよ工（シールド）
11	1	6	3	0	1-6-3	一次覆工	11	1	6	3	0	1-6-3	一次覆工
11	1	6	3	11	11.	受注者は、シールド掘進中、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量を上回る土砂の取込みが生じないよう適切な施工管理を行わなければならない。	11	1	6	3	11	11.	受注者は、シールド掘進中、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量を上回る土砂の取込みが生じないよう適切な施工管理を行わなければならない。 また、テールシールの破損を防ぐため、テールシール用グリースの充填状況を適正に管理し、土砂や地下水の侵入及び裏込め材の漏出を防止しなければならない。
11	1	6	3	16	16.	受注者は、シールド掘進中、各種ジャッキ・山留め等を監視し、シールドの掘進長、推力等を記録し、監督職員に提出しなければならない。	11	1	6	3	16	16.	受注者は、シールド掘進中、各種ジャッキ・山留め等を監視し、シールドの掘進長、推力、自然土水圧、切羽土圧、カッタートルク、排泥量、裏込め注入量、加泥材注入量等を記録し、監督職員に提出しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
11	1	6	3	27	27.	受注者は、シールド掘進によりセグメントと地山の間に出来た間隙には、速やかに ベントナイト、セメント等の 注入材を圧入するものとし、その配合を 監督職員に提出し なければならない。	11	1	6	3	27	27.	受注者は、シールド掘進によりセグメントと地山の間に出来た間隙には、速やかに 二液可塑性を標準とする 注入材を圧入するものとし、その配合は 監督職員の承諾を得 なければならない。
11	1	6	13	0	1-6-13	泥水処理設備工	11	1	6	13	0	1-6-13	泥水処理設備工
11	1	6	13	1	1.	泥水処理設備工の施工については、1-4-7泥水処理設備工の規定によるものとする。 受注者は、泥水処理設備は、掘削する地山の土質に適合し、かつ計画に対して、余裕のある容量の処理装置を設けなければならない。	11	1	6	13	0		泥水処理設備工の施工については、1-4-7泥水処理設備工の規定によるものとする。
				2	2.								
11	1	7	0	0	第7節	管きよ更生工	11	1	7	0	0	第7節	管きよ更生工
11	1	7	1	0	1-7-1	一般事項	11	1	7	1	0	1-7-1	一般事項
11	1	7	1	2	2.	本節に特に定めのない事項については、日本下水道協会 管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）によるものとする。	11	1	7	1	2	2.	本節に特に定めのない事項については、日本下水道協会 管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドラインによるものとする。
11	1	7	4	0	1-7-4	換気工	11	1	7	4	0	1-7-4	換気工
11	1	7	4	1	1.	受注者は、硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される箇所では、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）に基づき、換気を行うなど適切な措置をとらなければならない。	11	1	7	4	0		受注者は、硫化水素の発生や酸素欠乏となることが予想される箇所では、「酸素欠乏症等防止規則」（昭和47年労働省令第42号）に基づき、換気を行うなど適切な措置をとらなければならない。 また、スチレンガスが発生される工法の場合は、スチレンガス対策を講じ、安全施工に努めなければならない。
11	1	8	0	0	第8節	マンホール工	11	1	8	0	0	第8節	マンホール工
11	1	8	4	0	1-8-4	組立マンホール工	11	1	8	4	0	1-8-4	組立マンホール工
11	1	8	4	9	9.	副管の施工については、1-7-3標準マンホール工（副管）の規定によるものとする。	11	1	8	4	9	9.	副管の施工については、1-8-3標準マンホール工 8. の規定によるものとする。
11	1	10	0	0	第10節	取付管およびます工	11	1	10	0	0	第10節	取付管およびます工
11	1	10	2	0	1-10-2	材料	11	1	10	2	0	1-10-2	材料
11	1	10	2	1	1.	JIS A5506（下水道用マンホール）	11	1	10	2	1	1.	JIS A5506（下水道用マンホール） JIS G5502（球状黒鉛鉄品）
11	1	10	2	1	(3) コンクリートふた								
11	1	10	4	0	1-10-4	ます設置工	11	1	10	4	0	1-10-4	ます設置工
11	1	10	4	3	3.	受注者は、ます深さを決定する場合、宅地の奥行き・宅地地盤高などを調査し、自治体が定める 配水管 の内径及び勾配を考慮しなければならない。	11	1	10	4	3	3.	受注者は、ます深さを決定する場合、宅地の奥行き・宅地地盤高などを調査し、自治体が定める 排水 管の内径及び勾配を考慮しなければならない。
11	1	11	0	0	第11節	地盤改良工	11	1	11	0	0	第11節	地盤改良工
11	1	11	3	0	1-11-3	固結工	11	1	11	3	0	1-11-3	固結工
11	1	11	3	0	(高圧噴射攪拌、機械攪拌)	固結工の施工については、1-3-12補助地盤改良工の規定によるものとする。	11	1	11	3	0	(高圧噴射攪拌、機械攪拌)	地盤改良工の施工については、1-3-12補助地盤改良工の規定によるものとする。
11	1	12	0	0	第12節	付帯工	11	1	12	0	0	第12節	付帯工
11	1	12	5	0	1-12-5	舗装復旧工	11	1	12	5	0	1-12-5	舗装復旧工
11	1	12	5	1	1.	受注者は、舗装復旧の施工にあたり第2章11節場内・進入道路工の 規定 による他、下記の規定によらなければならない。	11	1	12	5	1	1.	受注者は、舗装復旧の施工にあたり第2章11節場内・進入道路工の 規定 による他、下記の規定によらなければならない。
11	1	13	0	0	第13節	立坑工	11	1	13	0	0	第13節	立坑工
11	1	13	4	0	1-13-4	土留工	11	1	13	4	0	1-13-4	土留工
11	1	13	4	1	1.	受注者は、土留工の施工については、 第3編2-10-5土留・仮締切工及び本編1-3-7管路土留工 の規定によるもの他、下記の規定によらなければならない。	11	1	13	4	1	1.	受注者は、土留工の施工については、1-3-7管路土留工の規定によるもの他、下記の規定によらなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
11	1	13	4	2	(鋼矢板、軽量鋼矢板、H鋼杭) 2.	受注者は、土留工の施工において、振動、騒音を防止するとともに地下埋設物の状況を観察し、また施工中は土留の状況を常に点検監視しなければならない。	11	1	13	4	2	(鋼矢板、軽量鋼矢板、H鋼杭) 2.	受注者は、土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、上載荷重を十分検討し施工しなければならない。
11	1	13	4	3	(安全対策) 3.	受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊り下ろしについては、安全を十分確保したうえで、作業を行わなければならない。	11	1	13	4	3	3.	受注者は、土留工の施工において、振動、騒音を防止するとともに埋設物の状況を観察し、また施工中は土留めの状況を常に点検監視しなければならない。
							11	1	13	4	4	4.	受注者は、土留工のH鋼杭、鋼矢板の打込みに先行し、溝掘り及び探針を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。
							11	1	13	4	5	5.	受注者は、H鋼杭、鋼矢板等の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械について打込み地点の土質条件、施工条件に応じたものを用いなければならない。
							11	1	13	4	6	6.	受注者は、H鋼杭、鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。なお、鋼矢板の打込みについては、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の鋼矢板が共下りしないように施工しなければならない。
							11	1	13	4	7	7.	受注者は、鋼矢板の引抜きにおいて、隣接の仮設鋼矢板が共上りしないように施工しなければならない。
							11	1	13	4	8	8.	受注者は、ウォータージェットを用いてH鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打上りを落錘等で貫入させ落着かせなければならない。
							11	1	13	4	9	9.	受注者は、H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充てんしなければならない。
							11	1	13	4	10	10.	受注者は、仮設アンカーの削孔施工については、埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。
							11	1	13	4	11	(切梁・腹起し) 11.	受注者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。また、盛替え梁の施工にあたり、矢板の変状に注意し切梁・腹起し等の撤去を行わなければならない。
							11	1	13	4	12	12.	受注者は、掘削中、切梁・腹起し等に衝撃を与えないよう注意し、施工しなければならない。
							11	1	13	4	13	13.	受注者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う切梁・腹起しの取外し時期については、掘削・コンクリートの打設計画において検討し、施工しなければならない。
							11	1	13	4	14	(横矢板) 14.	受注者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
							11	1	13	4	15	(安全対策) 15.	受注者は、立坑内での作業員の昇降設備や立坑内への資機材の吊下しについては、安全を十分に確保した上で作業を行わなければならない。
11	1	13	5	0	1-13-5	ライナープレート式土留工及び土工	11	1	13	5	0	1-13-5	ライナープレート式土留工及び土工
11	1	13	5	1	1.	受注者は、使用するライナープレートについては、諸条件を検討のうえ、十分に安全なものを選定し、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。	11	1	13	5	1	1.	受注者は、使用するライナープレートについては、地質条件、掘削方式を検討のうえ、十分に安全なものを選定し、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。
11	1	13	5	2	2.	受注者は、ライナープレート式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、上載荷重を十分検討し施工しなければならない。	11	1	13	5	2	2.	受注者は、ライナープレート式土留工の施工において、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。
11	1	13	5	3	3.	受注者は、ライナープレート式土留工の土留め掘削に先行し、溝掘りや探針等を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。	11	1	13	5	3	3.	受注者は、ライナープレート式土留工の土留め掘削に先行し、探針等を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。
11	1	13	6	0	1-13-6	鋼製ケーシング式土留工及び土工	11	1	13	6	0	1-13-6	鋼製ケーシング式土留工及び土工
11	1	13	6	1	1.	受注者は、使用する鋼製ケーシング式土留工については、諸条件を検討し、適合する安全かつ効率的な施工法を検討のうえ、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。	11	1	13	6	1	1.	受注者は、使用する鋼製ケーシング式土留工については、周囲の状況、掘削深さ、土質、地下水等を検討し、適合する安全かつ効率的な施工法を検討のうえ、施工計画書に明記し監督職員に提出しなければならない。
11	1	13	6	3	3.	受注者は、鋼製ケーシング式土留工の土留め掘削に先行し、溝掘りや探針等を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。	11	1	13	6	3	3.	受注者は、鋼製ケーシング式土留工の土留め掘削に先行し、溝掘り及び探針等を行い、埋設物の有無を確認しなければならない。
11	1	13	7	0	1-13-7	地中連続壁工（壁式）	11	1	13	7	0	1-13-7	地中連続壁工（壁式）
11	1	13	7	1	1.	受注者は、地中連続壁工（壁式）の施工については、第3編2-10-9 地中連続壁工（壁式）の規定によるものの他、下記の規定によらなければならない。	11	1	13	7	0		受注者は、地中連続壁工（壁式）の施工については、第3編2-10-9 地中連続壁工（壁式）の規定によるものの他、下記の規定によらなければならない。
11	1	13	7	2	(廃液処理、泥土処理) 2.	受注者は、廃液及び泥土処分する場合、関係法令等に従い処分しなければならない。							削除
11	1	13	7	3	(コンクリート構造物取壊し) 3.	受注者は、構造物の取壊しにあたり、振動、騒音、粉塵、濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。							削除
11	1	13	8	0	1-13-8	地中連続壁工（柱列式）	11	1	13	8	0	1-13-8	地中連続壁工（柱列式）
11	1	13	8	1	1.	受注者は地中連続壁工（柱列式）の施工については、第3編2-10-10 地中連続壁工（柱列式）の規定によるものの他、下記の規定によらなければならない。	11	1	13	8	0		受注者は地中連続壁工（柱列式）の施工については、第3編2-10-10 地中連続壁工（柱列式）の規定によるものの他、下記の規定によらなければならない。
11	1	13	8	2	(泥土処理) 2.	受注者は、廃液及び泥土（建設汚泥）処分する場合、関係法令等に従い処分しなければならない。							削除
11	1	13	8	3	(コンクリート構造物取壊し) 3.	受注者は、構造物の取壊しにあたり、振動、騒音、粉塵、濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。							削除

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
11	1	13	10	0	1-13-10	立坑設備工	11	1	13	10	0	1-13-10	立坑設備工
11	1	13	10	1	(立坑内仮設階段、仮設昇降設備、天井クレーン) 1.	受注者は、立坑内には、仮設階段、昇降設備、転落防止用ネット等の安全施設及び必要に応じて天井クレーン等を設置し、また昇降に際しては、 安全帯 、セーフティブロック等を使用して転落防止に努めなければならない。	11	1	13	10	0	(立坑内仮設階段、仮設昇降設備、天井クレーン)	受注者は、立坑内には、仮設階段、昇降設備、転落防止用ネット等の安全施設及び必要に応じて天井クレーン等を設置し、また昇降に際しては、 墜落制止器具 、セーフティブロック等を使用して転落防止に努めなければならない。
11	2	0	0	0	第2章	処理場・ポンプ場	11	2	0	0	0	第2章	処理場・ポンプ場
11	2	6	0	0	第6節	本体作業土工	11	2	6	0	0	第6節	本体作業土工
11	2	6	2	0	2-6-2	掘削工	11	2	6	2	0	2-6-2	掘削工
							11	2	6	2	4	4.	受注者は、掘削に伴ってボイリング、ヒーピング、盤ぶくれ、が発生しないよう、掘削底面の安定について検討しなければならない。
11	2	6	3	0	2-6-3	埋戻工	11	2	6	3	0	2-6-3	埋戻工
11	2	6	3	4	4.	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	11	2	6	3	4	4.	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難い場合は、 設計図書 に関して監督職員と協議するものとする。
11	2	7	0	0	第7節	本体仮設工	11	2	7	0	0	第7節	本体仮設工
11	2	7	1	0	2-7-1	一般事項	11	2	7	1	0	2-7-1	一般事項
11	2	7	1	1	1.	本節は、仮設工として土留・仮締切工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、水替工、地下水位低下工、補助地盤改良工、仮橋・作業構台工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	11	2	7	1	1	1.	本節は、仮設工として土留・仮締切工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、水替工、地下水位低下工、補助地盤改良工、仮橋・作業構台工、 工事用道路 、その他これらに類する工種について定めるものとする。
11	2	7	2	0	2-7-2	土留・仮締切工	11	2	7	2	0	2-7-2	土留・仮締切工
							11	2	7	2	2	2.	受注者は、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し施工しなければならない。
							11	2	7	2	3	3.	受注者は、掘削中、腹起し・切梁等に衝撃を与えないよう注意し、 施工 しなければならない。
							11	2	7	2	4	4.	受注者は、掘削の進捗及びコンクリートの打設に伴う腹起し・切梁の取付け、取外し時期については、掘削・コンクリートの打設計画において検討し、 施工 しなければならない。
							11	2	7	2	6	6.	受注者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。また、盛替梁の施工にあたり、矢板の変状に注意し切梁・腹起し等の撤去を行わなければならない。
							11	2	7	2	7	7.	受注者は、躯体細部の処理のための簡易土留めを施工するにあたり、躯体損傷等の悪影響を与えないようにしなければならない。
							11	2	7	9	0	2-7-9	工事用道路工
							11	2	7	9	1	1.	工事用道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために仮に施工された道路をいうものとする。
							11	2	7	9	2	2.	受注者は、工事用道路の施工にあたり、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
						11	2	7	9	3	3.	受注者は、工事中道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。
						11	2	7	9	4	4.	受注者は、工事中道路の盛土の施工にあたり、不等沈下を起こさないように締固めなければならない。
						11	2	7	9	5	5.	受注者は、工事中道路の盛土部法面を整形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。
						11	2	7	9	6	6.	受注者は、工事中道路の敷砂利を行うにあたり、石材を均一に敷均さなければならない。
						11	2	7	9	7	7.	受注者は、安定シートを用いて、工事中道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。
						11	2	7	9	8	8.	受注者は、穀運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。
						11	2	7	9	9	9.	受注者は、工事中道路を堤防等の既設構造物に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。
						11	2	7	10	0	2-7-10	仮水路工
						11	2	7	10	1	1.	受注者は、工事車両等によりヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の破損を受けないよう、設置しなければならない。
						11	2	7	10	2	2.	受注者は、ヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締固めをしながら埋戻しをしなければならない。
						11	2	7	10	3	3.	受注者は、素掘り側溝の施工にあたり、周囲の地下水位への影響が小さくなるように施工しなければならない。また、水位の変動が予測される場合には、必要に応じて周囲の水位観測を行わなくてはならない。
						11	2	7	10	4	4.	受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、切梁・腹起しが一様に動くように締付けを行わなければならない。
						11	2	7	10	5	5.	受注者は、仮設の鋼矢板水路を行うにあたり、控索材等の取付において、各控索材等が一様に働くように締付けを行わなければならない。
						11	2	7	10	6	6.	受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充てんしなければならない。
						11	2	7	11	0	2-7-11	防塵対策工
						11	2	7	11	1	1.	受注者は、工事車両が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出るおそれがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、その対策について監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
						11	2	7	11	2	2.	受注者は、工事用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水あるいは路面清掃について、監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。
						11	2	7	12	0	2-7-12	防護施工
						11	2	7	12	1	1.	受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたり、発破に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。
						11	2	7	12	2	2.	受注者は、仮囲い又は立入防護柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。
						11	2	7	13	0	2-7-13	除雪工
						11	2	7	13	0		受注者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には受注者の責任において元に戻さなければならない。
						11	2	7	14	0	2-7-14	雪寒施工
						11	2	7	14	1	1.	受注者は、ウエザーシェルター及び雪寒仮囲いの施工にあたり、周囲の状況を把握し、設置位置、向きについて機材の搬出入に支障のないようにしなければならない。
						11	2	7	14	2	2.	受注者は、ウエザーシェルターの施工にあたり、支柱の不等沈下が生じないように留意しなければならない。特に、足場上に設置する場合には足場の支持力の確保に留意しなければならない。
						11	2	7	14	3	3.	受注者は、樹木の冬囲いとして小しぼり、中しぼり等を施工するにあたり、樹木に対する損傷が生じないようにしなければならない。
						11	2	7	15	0	2-7-15	電力・用水設備工
						11	2	7	15	1	1.	受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備、用水設備を設置するにあたり、必要となる電力量及び用水量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。
						11	2	7	15	2	2.	受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び監督職員に報告するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。
						11	2	7	15	3	3.	受注者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。
11	2	8	0	0	第8節	11	2	8	0	0	第8節	本体築造工
11	2	8	2	0	2-8-2	11	2	8	2	0	2-8-2	材料
11	2	8	2	1	1.	11	2	8	2	1	1.	〔ステンレス材及びアルミ材〕
11	2	8	2	1	1.	11	2	8	2	1	1.	〔止水版〕 JIS A 6773（ポリ塩化ビニル止水板）
11	2	8	3	0	2-8-3	11	2	8	3	0	2-8-3	直接基礎工（改良）
11	2	8	3	1	1.	11	2	8	3	1	1.	受注者は、直接基礎において、載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を提出し、監督職員の確認を得なければならない。
						11	2	8	3	1	1.	受注者は、直接基礎において、載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
11	2	8	4	0	2-8-4	直接基礎工（置換）	11	2	8	4	0	2-8-4	直接基礎工（置換）
11	2	8	4	1	1.	受注者は、直接基礎において、載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を提出し、監督職員の 確認 を得なければならない。	11	2	8	4	1	1.	受注者は、直接基礎において、載荷試験を実施する場合は事前に試験計画書を提出し、監督職員の 承諾 を得なければならない。
11	2	8	8	0	2-8-8	ニューマチックケーソン基礎工	11	2	8	8	0	2-8-8	ニューマチックケーソン基礎工
11	2	8	8	0		ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定によるものとする。	11	2	8	8	1	1.	ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定によるものとする 他、下記の規定によらなければならない。
							11	2	8	8	2	2.	受注者は、砂セメントを施工する地盤は、セメント及び作業室などの全重量を安全に支持できることを確認しなければならない。
11	2	8	16	0	2-8-16	防食工	11	2	8	16	0	2-8-16	防食工
11	2	8	16	3	3.	躯体欠陥部の処理 防食被覆層に悪影響を及ぼすコンクリートの型枠段差、豆板、コールドジョイント、打継部及び乾燥収縮によるひび割れなどの躯体欠陥部は、監督職員の 確認 を得てあらかじめ所要の表面状態に仕上げなくてはならない。	11	2	8	16	3	3.	躯体欠陥部の処理 防食被覆層に悪影響を及ぼすコンクリートの型枠段差、豆板、コールドジョイント、打継部及び乾燥収縮によるひび割れなどの躯体欠陥部は、監督職員の 承諾 を得てあらかじめ所要の表面状態に仕上げなくてはならない。
11	2	8	16	6	6.	素地調整 表面処理が終了したコンクリート面に、防食被覆層の品質の確保と接着の安定性を目的として所定の方法で素地調整をおこなわなければならない。	11	2	8	16	6	6.	素地調整 表面処理が終了したコンクリート面に、防食被覆層の品質の確保と接着の安定性を目的として所定の方法で素地調整を行わなければならない。
11	2	8	16	8	8.	受注者は、コンクリート及び防食被覆材料、防食被覆工法の設計と施工技術に関する知識と経験を有する専門技術者を選出し、監督職員に 届け出 なければならない。	11	2	8	16	8	8.	受注者は、コンクリート及び防食被覆材料、防食被覆工法の設計と施工技術に関する知識と経験を有する専門技術者を選出し、監督職員に 提出 しなければならない。
11	2	8	19	0	2-8-19	塗装工	11	2	8	19	0	2-8-19	塗装工
11	2	8	19	3	3.		11	2	8	19	3	3.	
11	2	8	19	3	(2)	次の場合、塗装工事を行ってはならない。 ①気温、湿度が第3編2-3-31 現場塗装工9. 表2-10の制限を満足しないとき。	11	2	8	19	3	(2)	次の場合、塗装工事を行ってはならない。 ①気温、湿度が第3編2-3-31 現場塗装工9. 表2-9の制限を満足しないとき。
11	2	9	0	0	第9節	場内管路工	11	2	9	0	0	第9節	場内管路工
11	2	9	2	0	2-9-2	材料	11	2	9	2	0	2-9-2	材料
11	2	9	2	1	1.	受注者は、使用する下水道材料が次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。 (管材料) 管の材料は、1-3-2材料の規定によるものとする。 (マンホール) マンホールの材料は、1-8-2材料の規定によるものとする。 (取付管およびます) 取付管およびますの材料は、1-10-2材料の規定によるものとする。	11	2	9	2	0		材料については、1-3-2、1-8-2、1-10-2の各材料の規定によるものとする。
11	2	9	3	0	2-9-3	作業土工	11	2	9	3	0	2-9-3	作業土工
11	2	9	3	0		作業土工の施工については、1-3-3管路土工の規定によるものとする。	11	2	9	3	0		作業土工については、1-3-3管路土工の規定によるものとする。
11	2	9	4	0	2-9-4	補助地盤改良工	11	2	9	4	0	2-9-4	補助地盤改良工
11	2	9	4	0		補助地盤改良工の施工については、1-3-12補助地盤改良工の規定によるものとする。	11	2	9	4	0		補助地盤改良工については、1-3-12補助地盤改良工の規定によるものとする。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
11	2	9	5	0	2-9-5	管路土留工	11	2	9	5	0	2-9-5	管路土留工
11	2	9	5	0		管路土留工の施工については、1-3-7管路土留工の規定によるものとする。	11	2	9	5	0		管路土留工については、1-3-7管路土留工の規定によるものとする。
11	2	9	6	0	2-9-6	路面覆工	11	2	9	6	0	2-9-6	路面覆工
11	2	9	6	0		管路路面覆工の施工については、第3編2-10-4路面覆工の規定によるものとする。	11	2	9	6	0		管路路面覆工については、第3編2-10-4路面覆工の規定によるものとする。
11	2	9	7	0	2-9-7	開削水替工	11	2	9	7	0	2-9-7	開削水替工
11	2	9	7	0		開削水替工の施工については、第3編2-10-7水替工の規定によるものとする。	11	2	9	7	0		開削水替工については、第3編2-10-7水替工の規定によるものとする。
11	2	9	8	0	2-9-8	地下水位低下工	11	2	9	8	0	2-9-8	地下水位低下工
11	2	9	8	0		地下水位低下工の施工については、1-3-11地下水位低下工の規定によるものとする。	11	2	9	8	0		地下水位低下工については、1-3-11地下水位低下工の規定によるものとする。
11	2	9	9	0	2-9-9	管基礎工	11	2	9	9	0	2-9-9	管基礎工
11	2	9	9	0		管基礎工の施工については、1-3-5管基礎工の規定によるものとする。	11	2	9	9	0		管基礎工については、1-3-5管基礎工の規定によるものとする。
11	2	9	10	0	2-9-10	管布設工	11	2	9	10	0	2-9-10	管布設工
11	2	9	10	0		管布設工の施工については、1-3-4管布設工の規定によるものとする。	11	2	9	10	0		管布設工については、1-3-4管布設工の規定によるものとする。
11	2	9	11	0	2-9-11	水路築造工	11	2	9	11	0	2-9-11	水路築造工
11	2	9	11	0		水路築造工の施工については、1-3-6水路築造工の規定によるものとする。	11	2	9	11	0		水路築造工については、1-3-6水路築造工の規定によるものとする。
11	2	9	12	0	2-9-12	側溝設置工	11	2	9	12	0	2-9-12	側溝設置工
11	2	9	12	0		側溝設置工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定によるものとする。	11	2	9	12	0		側溝設置工については、第3編2-3-29側溝工の規定によるものとする。
11	2	9	13	0	2-9-13	現場打ちマンホール工	11	2	9	13	0	2-9-13	現場打ちマンホール工
11	2	9	13	0		現場打ちマンホール工の施工については、1-8-3現場打ちマンホール工の規定によるものとする。	11	2	9	13	0		現場打ちマンホール工については、1-8-3現場打ちマンホール工の規定によるものとする。
11	2	9	14	0	2-9-14	組立マンホール工	11	2	9	14	0	2-9-14	組立マンホール工
11	2	9	14	0		組立マンホール工の施工については、1-8-4組立マンホール工の規定によるものとする。	11	2	9	14	0		組立マンホール工については、1-8-4組立マンホール工の規定によるものとする。
11	2	9	15	0	2-9-15	小型マンホール工	11	2	9	15	0	2-9-15	小型マンホール工
11	2	9	15	0		小型マンホール工の施工については、1-8-5小型マンホール工の規定によるものとする。	11	2	9	15	0		小型マンホール工については、1-8-5小型マンホール工の規定によるものとする。
11	2	9	16	0	2-9-16	取付管布設工	11	2	9	16	0	2-9-16	取付管布設工
11	2	9	16	0		取付管布設工の施工については、1-10-5取付管布設工の規定によるものとする。	11	2	9	16	0		取付管布設工については、1-10-5取付管布設工の規定によるものとする。
11	2	9	17	0	2-9-17	ます設置工	11	2	9	17	0	2-9-17	ます設置工
11	2	9	17	0		ます設置工の施工については、1-10-4ます設置工の規定によるものとする。	11	2	9	17	0		ます設置工については、1-10-4ます設置工の規定によるものとする。
11	2	9	18	0	2-9-18	舗装撤去工	11	2	9	18	0	2-9-18	舗装撤去工
11	2	9	18	0		舗装撤去工の施工については、1-12-3舗装撤去工の規定によるものとする。	11	2	9	18	0		舗装撤去工については、1-12-3舗装撤去工の規定によるものとする。
11	2	9	19	0	2-9-19	舗装復旧工	11	2	9	19	0	2-9-19	舗装復旧工
11	2	9	19	0		舗装復旧工の施工については、1-12-5舗装復旧工の規定によるものとする。	11	2	9	19	0		舗装復旧工については、1-12-5舗装復旧工の規定によるものとする。
11	2	10	0	0	第10節	吐口工	11	2	10	0	0	第10節	吐口工
11	2	10	6	0	2-10-6	補助地盤改良工	11	2	10	6	0	2-10-6	補助地盤改良工
11	2	10	6	0		補助地盤改良工の施工については、1-3-12補助地盤改良工の規定によるものとする。	11	2	10	6	0		補助地盤改良工の施工については、2-7-7補助地盤改良工の規定によるものとする。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
11	2	10	20	0	2-10-20	羽口工	11	2	10	20	0	2-10-20	羽口工
11	2	10	20	0		羽口工の施工については、第3編2-3-27羽口工の規定によるものとする。	11	2	10	20	1	1.	羽口工の施工については、第3編2-3-27羽口工の規定によるものとする他、下記の規定によらなければならない。
							11	2	10	20	2	2.	受注者は、水中施工等特殊な施工については、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。
11	2	14	0	0	第14節	修景池・水路工	11	2	14	0	0	第14節	修景池・水路工
11	2	14	2	0	2-14-2	材料	11	2	14	2	0	2-14-2	材料
11	2	14	2	1	1.	受注者は、修景池・水路工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、使用前に仕上り見本品および性能、品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	11	2	14	2	1	1.	受注者は、修景池・水路工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、使用前に仕上り見本品および性能、品質を証明する資料を作成し、整備及び保管し、監督職員に提出しなければならない。
11	2	15	0	0	第15節	場内付帯工	11	2	15	0	0	第15節	場内付帯工
11	2	15	9	0	2-15-9	パーゴラ工	11	2	15	9	0	2-15-9	パーゴラ工
11	2	15	9	0		パーゴラ工の施工については、第12編3-12-4パーゴラ工の規定によるものとする。	11	2	15	9	0		パーゴラ工基礎、パーゴラ設置の施工については、第12編3-12-4パーゴラ工の規定によるものとする。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文	
12	0	0	0	0	第12編	公園緑地編	12	0	0	0	第12編	公園緑地編	
12	1	0	0	0	第1章	基盤整備	12	1	0	0	第1章	基盤整備	
12	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	1	2	0	第2節	適用すべき諸基準	
12	1	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月） 国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月） 日本道路協会 道路土工－施工指針（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年度版）（平成24年8月） 日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成22年度版）（平成22年4月） 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年度版）（平成24年3月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成21年度版）（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月） 日本緑化センター 植栽基盤整備技術マニュアル（平成21年4月） 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル（平成11年12月） 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月） 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月） 建設省 都市緑化における下水汚泥の施工指針（平成7年9月） 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成24年度版）（平成25年12月） 国土技術研究センター 河川土工マニュアル（平成21年4月） 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻－擁壁工－（平成12年9月） 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成25年5月）	12	1	2	0	0		日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月） 国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説（平成29年3月） 日本道路協会 道路土工－施工指針（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年度版）（平成24年8月） 日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成22年度版）（平成22年4月） 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年度版）（平成24年7月） 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成21年度版）（平成22年3月） 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月） 日本緑化センター 植栽基盤整備技術マニュアル（平成25年12月） 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル（平成11年12月） 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成25年12月） 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成26年8月） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月） 建設省 都市緑化における下水汚泥の施工指針（平成7年9月） 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル（平成24年度版）（平成25年12月） 国土技術研究センター 河川土工マニュアル（平成21年4月） 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻－擁壁工－（平成12年9月） 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月）
12	2	0	0	0	第2章	植栽	12	2	0	0	第2章	植栽	
12	2	3	0	0	第3節	植栽工	12	2	3	0	第3節	植栽工	
12	2	3	2	0	2-3-2	材料	12	2	3	2	2-3-2	材料	
12	2	3	2	8	8.	(1) 薬剤は、農薬取締法（昭和23年、法律第82号）に基づくものでなければならない。	12	2	3	2	8	8.	(1) 薬剤は、農薬取締法（平成30年、法律第53号）に基づくものでなければならない。
							12	3	0	0	第3章	緑地育成	
							12	3	1	0	第1節	摘要	
							12	3	1	0	1.	本章は、公園緑地工事における植栽基盤改良工、樹木整容工、樹木育成工、芝生地育成工、樹木冬期対策工、発生材等処理工その他これらに類する工種について適用する。	
							12	3	1	0	2.	受注者は、緑地育成の施工にあたっては、植栽工事の竣工後、植物を十分に成長させるため生育段階に応じた必要な作業を行い、適切に保全・養生を行わなければならない。	

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
						12	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
						12	3	2	0	0		<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本公園緑地 造園施工管理 技術編（令和3年5月） 協会 日本公園緑地 造園施工管理 法規編（令和3年7月） 協会 日本造園学会 造園工事総合示方書 技術解説編（平成27年5月） 日本造園建設 公園・緑地樹木剪定ハンドブック（令和元年1月） 業協会 環境省 公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル（令和2年5月） 森林総合研究 放置竹林の把握と効率的な駆除技術（平成30年2月） 所 公園・緑地維 改訂5版公園・緑地の維持管理と積算（平成28年12月） 持管理研究会 造園修景積算 造園修景積算マニュアル（令和元年4月） 研究会</p>
						12	3	3	0	0	第3章	植栽基盤改良工
						12	3	3	1	0	3-3-1	一般事項
						12	3	3	1	0	1.	本節は、植栽基盤改良工として透水層工、土層改良工、小規模土性改良工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。
						12	3	3	2	0	3-3-2	材料
						12	3	3	2	0	1.	小規模土性改良工で使用する土壌改良材については、1-5-2 材料の規定による。これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。
						12	3	3	3	0	3-3-3	透水層工
						12	3	3	3	0	1.	暗渠排水の方法は、植栽基盤下部に有孔管を設置し、これにより地中水を排水する方法とする。
						12	3	3	3	0	2.	受注者は、暗渠排水の施工については、施工前に雨水排水平面図だけでなく、関連する植栽平面図を参考に、排水管の位置、高さについて確認しなければならない。
						12	3	3	3	0	3.	受注者は、設計図書に示された以外の場所に滞留水による植栽樹木への悪影響のおそれが予想される場合には、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
						12	3	3	3	0	4.	受注者は、暗渠排水の施工については、周辺の根や地下埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
							12	3	3	4	0	3-3-3	土層改良工
							12	3	3	4	0	1.	普通耕は、植栽基盤の表層部分を通常20 cm程度、耕起することにより、土壌の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することとする。 深耕は、深い有効土層（通常40～60 cm）を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のこととする。 混層耕は、植栽基盤の表層部と下層部の土壌の性質が異なる場合、混合耕耘により有効土層を確保し、土層構造の連続性を維持させることとする。
							12	3	3	4	0	2.	受注者は、普通耕、深耕、混層耕の施工については、設計図書によるものとし、過度の締固めを行わないようにしなければならない。
							12	3	3	4	0	3.	受注者は、土壌構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。
							12	3	3	4	0	4.	受注者は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、受注者は、耕起回数が設定し難い場合は、試験施工を行い、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、回数設定を行わなければならない。
							12	3	3	4	0	5.	受注者は、土壌入替え、圧縮空気破碎の施工については、設計図書によるものとする。
							12	3	3	4	0	6.	受注者は、エアレーションの施工については、以下の各号の規定による。
							12	3	3	4	0	(1)	土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により、土壌が膨軟となるよう効果的に行わなければならない。
							12	3	3	4	0	(2)	人力による場合は、エアレーション用スパイク・フォークなどの器具を用い、全面にむらなく表面に穴をあけなければならない。
							12	3	3	4	0	(3)	機械による場合は、石などを取り除いた後、専用機械（エアレーター）により行わなければならない。また、空気圧入機を使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
							12	3	3	4	0	(4)	周辺にある瓦礫、空缶等の障害物は、あらかじめ取り除かななければならない。
							12	3	3	4	0	(5)	穿孔穴及びカッティングの深さ、間隔については、設計図書によるものとする。
							12	3	3	4	0	7.	受注者は、入替土はガレキ、樹木根、笹根、病害及び化学的有害物等を含まないもの、または雑草等の発芽防止処理を施したもので、搬入前に見本を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
							12	3	3	4	0	3-3-5	小規模土性改良工
							12	3	3	4	0	1.	小規模土性改良工の施工については、1-5-5 土性改良工の規定による。
							12	3	3	4	0	2.	受注者は、小規模土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう土壌改良材を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。
							12	3	3	4	0	3.	受注者は、施肥については、設計図書に示す種類と量の肥料を過不足なく施用しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
						12	3	3	4	0	3-3-6	残土処理工
						12	3	3	4	0		残土処理工の施工については、第1編2-3-7 残土処理工の規定による。
						12	3	4	0	0	第4節	樹木整姿工
						12	3	4	1	0	3-4-1	一般事項
						12	3	4	1	0	1.	本節は、樹木整姿工として高中木整姿工、中木刈込工、低木刈込工、仕立物刈込工その他これらに類する工種について定める。
						12	3	4	1	0	2.	樹木整姿工は、目標とする樹形形成のために、樹形の骨格づくり、樹冠の整生、混みすぎによる病害虫及び枯損枝の発生防止等を目的として行うもので、樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然樹形に仕立てなければならない。
						12	3	4	1	0	3.	受注者は、並木については、高さ、葉張り、下枝高さなどの樹姿の統一を図りつつ仕立てなければならない。
						12	3	4	1	0	4.	受注者は、樹木に材質腐朽菌によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した場合は、監督職員に速やかに報告しなければならない。
						12	3	4	1	0	5.	樹木整姿工の施工にあたっては、以下の各号の規定による。
						12	3	4	1	0	(1)	公園利用者の安全を確保するために安全柵の設置、交通誘導員の配置等の安全対策を講じなければならない。
						12	3	4	1	0	(2)	設計図書に示される対象樹木の位置及び形状等の規格について疑義が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。
						12	3	4	1	0	(3)	施工にあたり、周辺構造物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一構造物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。
						12	3	4	1	0	(4)	施工にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
						12	3	4	1	0	(5)	発生する剪定枝葉、残材等は建設発生材木として速やかに処分するとともに、樹木周辺をきれいに清掃しなければならない。なお、建設発生材木を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
						12	3	4	2	0	3-4-2	材料
						12	3	4	2	0		樹木整姿工で使用する材料は、2-3-2 材料の規定による。
						12	3	4	3	0	3-4-3	高中木整姿工
						12	3	4	3	0	1.	高中木整姿工の施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	4	3	0	(1)	高中木整姿工では、目標とする樹形の維持・形成のために、枝の生長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去するとともに、混みすぎた枝葉の剪定を行って樹冠を整える基本剪定と、原則として当年から前年の間に基本剪定を行った樹木を対象とし、混みすぎた枝葉による枯損枝の発生防止や風害の予防などを目的に樹形・樹冠を整える程度の剪定である整姿剪定がある

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
						12	3	4	3	0	(2)	基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とし骨格枝である主枝、副主枝を主体に人力剪定作業をもって、樹種の特성에応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。
						12	3	4	3	0	(3)	整姿剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的とし副主枝及び側枝や不要な枝に対し人力剪定作業をもって、切詰め、枝抜き、切返しを行わなければならない。
						12	3	4	3	0	(4)	高さ2m以上の箇所で行う場合は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等の関係法令等に基づき作業を行わなければならない。
						12	3	4	3	0	(5)	主として剪定すべき枝は、以下の各号の規定による。 ①枯枝 ②成長のとまった弱小な枝(弱小枝) ③著しく病害虫におかされている枝(病害虫枝) ④通風、採光、架線、公園利用者、車の通行の障害となる枝(障害枝) ⑤折損によって危険をきたすおそれのある枝(危険枝) ⑥樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上不必要な枝(冗枝、ヤゴ、胴吹き、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝)
						12	3	4	3	0	2.	高中木整姿工の剪定の方法については、以下の各号の規定による。
						12	3	4	3	0	(1)	切詰め、切返し、枝抜き(枝透かし)、枝降ろし(鋸透かし)等があり、それぞれ樹種の特性、目標とする形状及び剪定の種類に応じて最も適切な方法により行わなければならない。
						12	3	4	3	0	(2)	下枝の枯死を防ぐよう、原則として、上方を強く、下方を弱く剪定しなければならない。また、一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定しなければならない。
						12	3	4	3	0	(3)	不定芽の発生原因となるぶつ切り等は、原則として行ってはならない。
						12	3	4	3	0	(4)	芯は原則として止めないものとする。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てなければならない。
						12	3	4	3	0	(5)	こぶについては、原則、取り除かなければならない。なお、切り返す適当な枝があり、こぶが小さい場合には、こぶの一部をそぎ落とし、切り返す適当な枝がない場合には、こぶの手前で切り取るものとする。過年度にこぶを取り除き多くの枝が萌芽している場合は、将来伸ばす枝を数本選び、残りの枝葉を切り取るものとする。
						12	3	4	3	0	(6)	古枝で先端部分が大きなこぶとなっているもの又は割れ、腐れ等がある場合は、樹種や樹勢を考慮し、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端を切り取り、若い枝に切り返さなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
						12	3	4	3	0	(7)	太枝の剪定については、切断箇所表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ、切返しを行い切除しなければならない。切断箇所は、切断後の自然治癒（巻き込み）を促進するため、幹からある程度の距離（ブランチカラー）を残して切断しなければならない。
						12	3	4	3	0	(8)	切詰剪定については、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を、定芽の直上の位置で、樹冠の大きさが整う長さに剪定しなければならない。この場合、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽（原則として、外芽、しだれやなぎ等は内芽）を残さなければならない。
						12	3	4	3	0	(9)	樹冠外に飛び出した枝の切り取りのために行う切返剪定については、樹木全体の形姿に配慮し、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取らなければならない。
						12	3	4	3	0	(10)	枝が混み過ぎた部分の中透かしや樹冠の形姿構成のために行う枝抜剪定については、不必要な枝（冗枝）をその枝のつけ根から切取らなければならない。
						12	3	4	3	0	(11)	枝透かし剪定については、一般に中透かし、小透かしがあり、中透かしは、密生枝、からみ枝、徒長枝など不要な枝を、剪定バサミとノコギリを用いて比較的大きな枝を対象として切り取り、おおまかに樹形を整えることをいい、小透かしは、伸びすぎたり、混み過ぎた部分の小枝を、木バサミで切り取り樹形を整えることである。
						12	3	4	3	0	(12)	花木類の剪定については、花芽の分化形成時期を考慮し、剪定の時期及び着生位置に注意して行わなければならない。
						12	3	4	3	0	(13)	剪定後の樹枝の切口は、必要に応じて防腐処理をおこなうものとする。
						12	3	4	3	0	3.	剪定の時期については、原則として以下の各号の規定によるものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。
						12	3	4	3	0	(1)	落葉樹については、厳寒期を除く落葉期とし当年枝が伸びきった夏の時期とする。
						12	3	4	3	0	(2)	常緑樹については、厳寒期を除き、春の新梢の成長が停止する時期、または初秋とする。
						12	3	4	3	0	(3)	針葉樹については、厳寒期を除く初冬か春先とする。
						12	3	4	3	0	4.	落葉樹基本剪定の施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	4	3	0	(1)	樹種の特性に応じた樹形の骨格配置づくりを主目的に、その樹種の持つ自然樹形を保つように剪定を行わなければならない。
						12	3	4	3	0	(2)	将来の枝の生長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去するとともに、枝降ろし、枝抜剪定、切返剪定を適宜組み合わせ作業を行い、樹形の骨格、樹冠を整えなければならない。
						12	3	4	3	0	(3)	剪定の時期については、3. 剪定の時期による。
						12	3	4	3	0	5.	常緑樹基本剪定の施工については、4. 落葉樹基本剪定の規定による。
						12	3	4	3	0	6.	針葉樹基本剪定の施工については、4. 落葉樹基本剪定の規定による。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
						12	3	4	3	0	7.	落葉樹整姿剪定の施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	4	3	0	(1)	樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的に、その樹種の持つ自然樹形を保つように剪定を行わなければならない。
						12	3	4	3	0	(2)	主に副主枝及び側枝や不要な枝を対象とし、切詰剪定、枝抜剪定、切返剪定を適宜組み合わせ作業を行わなければならない。
						12	3	4	3	0	(3)	剪定の時期については、3. 剪定の時期による。
						12	3	4	3	0	8.	常緑樹整姿剪定の施工については、7. 落葉樹整姿剪定の規定による。
						12	3	4	3	0	9.	針葉樹整姿剪定の施工については、7. 落葉樹整姿剪定の規定による。
						12	3	4	3	0	10.	受注者は、特殊樹木整姿剪定の施工については、ヤシ類は枯れ上がった下枝、花殻落下による事故防止のため必要に応じて作業を行うものとする。特に樹高のある樹種の剪定に際しては、樹高に適した高所作業車を使用しなければならない。
						12	3	4	3	0	11.	受注者は、フジ棚整姿剪定の施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	4	3	0	(1)	フジ棚の機能に応じ、フジの生長に合わせて摘芯を行い、横枝を出させるよう行わなければならない。
						12	3	4	3	0	(2)	フジの骨格を整え開花を促進するため、長枝(つる)の横枝の混みすぎた枝、枯枝、むだ枝を刈り取り又は切り取らなければならない。
						12	3	4	3	0	(3)	つるが長枝にならずに短枝になっている場合は、細かいものは間引き、太いものは切り取らずに残すよう剪定を行わなければならない。
						12	3	4	3	0	(4)	剪定の時期については、3. 剪定の時期及び3-4-3 高中木整姿工の(12)による。
						12	3	4	3	0	12.	受注者は、マツ整姿剪定の施工については、枯れ枝やからみ枝、伸びすぎた枝を剪定した上で古くなった葉を丁寧に取りなければならない。
						12	3	4	3	0	13.	枝降ろしの施工については、1-10-5 工事支障木対策工の規定による。
						12	3	4	3	0	14.	受注者は、胴吹き枝・ヤゴ取りの施工については、胴吹き剪定は、高さ2.5m程度以下の胴吹き枝を切除する。ヤゴは、幹または根部に沿って付け根から、剪定バサミや切り戻し用ナイフ等で切除しなければならない。
						12	3	4	3	0	15.	支障枝剪定の施工については、1-10-5 工事支障木対策工の規定による。
						12	3	4	4	0	3-4-4	中木刈込工
						12	3	4	4	0	1.	中木刈込、中木機械刈込の施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	4	4	0	(1)	刈込は、切詰め過ぎにより、樹冠全体が小作りにならないように刈込原形を考慮しなければならない。
						12	3	4	4	0	(2)	枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈込原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈り込まなければならない。
						12	3	4	4	0	(3)	裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込まなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
						12	3	4	4	0	(4)	枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行わなければならない。
						12	3	4	4	0	(5)	花木類を刈り込む場合は、花芽の分化形成時期と着生位置に注意しなければならない。
						12	3	4	4	0	(6)	針葉樹は不定芽が発生しにくいので、萌芽力を損なわないよう、樹種の特徴を十分考慮して注意して行わなければならない。
						12	3	4	4	0	(7)	刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、ハサミで切り戻さなければならない。
						12	3	4	4	0	2.	生垣刈込、生垣機械刈込の施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	4	4	0	(1)	生垣、列植の刈込は、枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、設計図書に示す高さ及び幅に両面を刈込み、先端を揃えなければならない。
						12	3	4	4	0	(2)	枝葉の疎放な部分には、必要に応じて疎密をなくすよう、必要に応じて枝の誘引を行わなければならない。
						12	3	4	4	0	(3)	刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、ハサミで切り戻さなければならない。
						12	3	4	4	0	(4)	刈取った枝葉はすみやかに処分するものとし、特に枝葉が樹冠内に残らないよう、きれいに取り去らなければならない。
						12	3	4	5	0	3-4-5	低木刈込工
						12	3	4	5	0	1.	低木刈込工、低木機械刈込の施工については、以下の各号の規定によるものとし、記載のないものについては、3-4-3 高木整姿工の規定による。
						12	3	4	5	0	(1)	刈込作業については、枝の密生した箇所は中透かしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈込まなければならない。
						12	3	4	5	0	(2)	裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。また、萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈込んで、萌芽力を損なわないよう、樹種の特徴に応じ、充分注意しながら芽つみを行わなければならない。
						12	3	4	5	0	(3)	花木類を刈り込む場合は、花芽の分化形成時期と着生位置に注意しなければならない。
						12	3	4	5	0	(4)	大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標とする刈り高にそろよう、刈込まなければならない。また、植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行わなければならない。
						12	3	4	5	0	(5)	刈取った枝葉はすみやかに処分するものとし、特に枝葉が樹冠内に残らないよう、きれいに取り去らなければならない。
						12	3	4	5	0	(6)	刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、ハサミで切り戻さなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
						12	3	4	6	0	3-4-6	仕立物刈込工
						12	3	4	6	0	1.	仕立物刈込工の施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	4	6	0	(1)	仕立物の景観木は、剪定・刈込時期に応じた適切な方法で樹形の維持を目的に実施しなければならない。
						12	3	4	6	0	(2)	樹勢や、景観とのバランスから特に重要な仕立物については、監督職員の立会のもと施工方法を十分に協議し実施しなければならない。
						12	3	4	6	0	(3)	樹木の特性に応じて切詰め、中透かし、枯枝の除去などを行わなければならない。その他は、3-4-5 低木刈込工に準ずる。
						12	3	5	0	0	第5章	樹木育成工
						12	3	5	1	0	3-5-1	一般事項
						12	3	5	1	0	1.	本節は、樹木育成工として病虫害防除工、樹勢回復工、樹木養生工、支柱補修工、樹木矯正工、樹木伐採・抜根工その他これらに類する工種について定める。
						12	3	5	2	0	3-5-2	材料
						12	3	5	2	0	1.	樹木育成工の材料については、第3編2-17-2 材料の規定による。
						12	3	5	2	0	2.	支柱の材料については、2-3-2 材料の規定による。
						12	3	5	3	0	3-5-3	病虫害防除工
						12	3	5	3	0	1.	受注者は、病虫害防除にあたっては、早期発見と防除に係る判断の確認を実施し、防除手段は、特別な理由がない限り物理的防除等に対応しなければならない。
						12	3	5	3	0	2.	受注者は、被害枝切除を施工する場合は、幼齢期のアメリカシロヒトリ、チャドクガ、オビカレハ等が枝葉に集団で生息している場合、この部分の枝葉を、幼虫を落下させないように注意して切り取り、速やかに搬出処分しなければならない。
						12	3	5	3	0	3.	受注者は、チャドクガは強力な毒を持っており、振動を加えると毒毛針が飛散するので、万全な保護具を着用し、安全に十分留意し作業を行わなければならない。
						12	3	5	3	0	4.	こも巻きの施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	5	3	0	(1)	こも巻の取付け、取はずしは、適期を逸しないよう施工しなければならない。
						12	3	5	3	0	(2)	取付け位置は、原則として地上高1.5m程度の樹幹に取付けるものとし、取り付け位置より下部に枝がある場合は、当該下枝にも取付けなければならない。
						12	3	5	3	0	(3)	支柱のある場合は、支柱と樹木の結束点より上部に取付けなければならない。また害虫の駆除に不適當な場合は、結束点下部の樹幹と支柱のそれぞれに取付けなければならない。
						12	3	5	3	0	(4)	こもの取付けは、樹幹に巻きこみ、その上を二子縄等で2ヶ所結束するものとし、結束は上方を緩く、下方を硬く結束しなければならない。
						12	3	5	3	0	(5)	取り外し後のこも等は速やかに搬出しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
						12	3	5	3	0	5.	薬剤施用の施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	5	3	0	(1)	薬剤施用の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
						12	3	5	3	0	(2)	農薬を選択するにあたっては、公園利用者をはじめ周辺住民や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、適切に農薬を使用しなければならない。散布する場合には最小限の区域における農薬散布に留めなければならない。
						12	3	5	3	0	(3)	薬剤施用の施工については、公園利用者や周辺住民への周知の方法等について、施工前に監督職員に連絡のうえ、必要に応じて監督職員の指示を受けなければならない。
						12	3	5	3	0	(4)	薬剤施用に使用する薬剤の取り扱いについては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の関係法令等を遵守するとともに、メーカーなどで定める使用方法に従って適正に行わなければならない。
						12	3	5	3	0	(5)	薬剤施用の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布しなければならない。
						12	3	5	4	0	3-5-4	樹勢回復工
						12	3	5	4	0	1.	施肥の施工については、3-3-5 小規模土性改良工の規定によるものとするほか、以下の規定による。
						12	3	5	4	0	(1)	施肥の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督職員に連絡し、監督職員と協議しなければならない。
						12	3	5	4	0	(2)	施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。
						12	3	5	4	0	(3)	施肥の施工については、肥料が直接樹木の根に触れないように、根の周りに均一に施工しなければならない。
						12	3	5	4	0	(4)	施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。
						12	3	5	4	0	(5)	溝幅あるいは縦穴幅は、施肥量により適宜増減するものとする。
						12	3	5	4	0	(6)	受注者は、高木施肥にあたっては、樹種や樹勢の状況、実施時期に応じ、輪肥、車肥、壺肥等の適切な方法により実施しなければならない。
						12	3	5	4	0	2.	受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施工時期、施工方法については監督職員の承諾を得なければならない。
						12	3	5	4	0	3.	樹木修復の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、以下の各号の規定による。
						12	3	5	4	0	(1)	樹木修復については、修復の時期、種類及び方法については監督職員の承諾を得なければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
						12	3	5	4	0	(2)	樹木の樹皮部及び木部の枯死、腐朽、病患、傷の部分は必要に応じて削って除かなければならない。また、害虫が侵入してきている部分は、幼虫の駆除を完全に行わなければならない。
						12	3	5	4	0	(3)	樹木の腐朽部を除去した場合は、腐朽菌や害虫を駆除するために必要に応じて殺菌剤や燻蒸剤を塗布または燻蒸して消毒しなければならない。
						12	3	5	4	0	(4)	除去した腐朽部には、充てん後に変化して障害を出さない材料で、傷口と充てん材の間から雨水が浸透しないよう充てんし、樹木と傷口の形状に合わせて成形しなければならない。
						12	3	5	4	0	(5)	腐朽部が大きい場合は、回復された表面に崩壊、剥離が生じないように補強材で補強しなければならない。
						12	3	5	4	0	(6)	患部の治療を終えるとき、充てん剤の仕上げ面は周囲の形成層より内部に仕上げ、術後形成層の発育を阻害しないようにしなければならない。
						12	3	5	4	0	(7)	施工後の樹木の傷が安定するまで、樹木に支柱やロープで補強対策を行わなければならない。
						12	3	5	5	0	3-5-5	樹木養生工
						12	3	5	5	0		樹木養生工の施工については、2-3-10 樹木養生工の規定による。
						12	3	5	6	0	3-5-6	支柱補修工
						12	3	5	6	0	1.	支柱取替の施工については、新材料を使用するものとするが、支柱取替後の設置については、2-3-3 高木植栽工の規定による。
						12	3	5	6	0	2.	受注者は、結束直しの施工については、樹幹と支柱とは緊密に固定し、樹幹には杉皮等を巻き、しゅろ縄で結束しなければならない。
						12	3	5	6	0	3.	受注者は、支柱撤去の施工については、在来の支柱の取外しを行う際は、樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜き、また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除かなければならない。
						12	3	5	7	0	3-5-7	樹木伐採・抜根工
						12	3	5	7	0	1.	受注者は、根上り矯正の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
						12	3	5	7	0	2.	倒木復旧、半倒木復旧の施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	5	7	0	(1)	倒木復旧、半倒木復旧にあたっては、できるだけ根を切らないよう必要に応じ根元の周囲を掘削し、樹木を傷めないよう注意して施工しなければならない。
						12	3	5	7	0	(2)	根張りの状態、または根の損傷程度によって監督職員の指示に従い、樹勢に応じた剪定を行わなければならない。
						12	3	5	7	0	(3)	支柱の取り付け、水鉢づくり、養生等は2-3-1 一般事項の規定による。
						12	3	5	8	0	3-5-8	樹木伐採・抜根工
						12	3	5	8	0		樹木伐採・抜根工の施工については、1-10-4 樹木伐採・抜根工の規定による。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
						12	3	6	0	0	第6節	芝生地育成工
						12	3	6	1	0	3-6-1	一般事項
						12	3	6	1	0	1.	本節は、芝生地育成工として芝生育成工その他これらに類する工種について定める。
						12	3	6	2	0	3-6-2	材料
						12	3	6	2	0	1.	受注者は、芝生地育成工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくものでなければならない。
						12	3	6	2	0	2.	客土及び目土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものでなければならない。
						12	3	6	2	0	3.	使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。
						12	3	6	3	0	3-6-3	芝生育成工
						12	3	6	3	0	1.	受注者は、芝生育成工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に連絡しなければならない。
						12	3	6	3	0	2.	芝機械刈り及び芝人力刈りの施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	6	3	0	(1)	芝生地内にある瓦礫、空缶等の障害物は、あらかじめ取り除かななければならない。
						12	3	6	3	0	(2)	公園利用者の安全確保および周辺の施設・構造物等の保全のため、バリケード、ロープ等で作業区域を囲い「作業中につき立入禁止」等の看板を掲示する。
						12	3	6	3	0	(3)	ロータリーモーター等の機械及び刈払機を使用する時は、小石等が周囲に飛散しないよう、飛散防止カバーを装着するとともに、状況に応じ、飛散防止用板等を持った作業員を配置する等、安全に注意しなければならない。また、ロータリーモーターの施工にあたっては、排出口を公園利用者や建物にかけないように安全確保に注意し、運転しなければならない。また、ロータリーモーターの施工にあたっては、排出口を公園利用者や建物にかけないように安全確保に注意し、運転しなければならない。
						12	3	6	3	0	(4)	芝生地内にある樹木、草花類、施設等は損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈り込まなくてはならない。
						12	3	6	3	0	(5)	刈込み回数、刈込み高は、設計図書によるものとする。
						12	3	6	3	0	(6)	刈り取った茎葉は、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃しなければならない。
						12	3	6	3	0	(7)	樹木の根際、柵類の廻り等、機械刈りの不適当な場所又は不能な場所は手刈りしなければならない。
						12	3	6	3	0	3.	縁切の施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	6	3	0	(1)	園路や芝地に隣接する施設内に芝生のほふく茎が侵入しないよう園路や芝地に隣接する施設内から5～10 cm幅程度をせん除しなければならない。
						12	3	6	3	0	(2)	樹木の根元廻りの芝生をせん除しなければならない。
						12	3	6	3	0	(3)	刈り取った茎葉は、速やかに処理するとともに、刈跡は、きれいに清掃しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
						12	3	6	3	0	4.	目土掛については、以下の各号の規定による。
						12	3	6	3	0	(1)	目土材は、植物も根茎、瓦礫等の混入がなく、必要に応じふるい分けしたものを使用しなければならない。
						12	3	6	3	0	(2)	目土は、所定量をとんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込まなければならない。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勧奨しながら行わなければならない。
						12	3	6	3	0	(3)	土壌改良及び肥料を混入する場合は、所定の混入率となるよう入念に混合しなければならない。
						12	3	6	3	0	5.	施肥の施工については、3-3-5 小規模土性改良工の規定によるものとするほか、以下の各号の規定による。
						12	3	6	3	0	(1)	芝生面にむらのないよう均一に散布しなければならない。
						12	3	6	3	0	(2)	肥料を施す場合は、降雨直後等で葉面がぬれているときは行ってはならない。
						12	3	6	3	0	(3)	芝生地の施肥は、抜根除草、芝刈後に施工するよう留意しなければならない。
						12	3	6	3	0	6.	ブラッシングの施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	6	3	0	(1)	ほふく茎や根等を切断するとともに、茎葉の間の枯葉枯茎（サッチ）を除去し、更新を促すため、レーキやフォーク等で丁寧にすき均さなければならない。
						12	3	6	3	0	(2)	発生した枯葉枯茎等は、監督職員が指示する場所に集積し、まとめて処理するとともに、ブラッシング後はきれいに清掃しなければならない。
						12	3	6	3	0	7.	エアレーションの施工については、3-3-4 土層改良工の規定による。
						12	3	6	3	0	8.	人力伐根除草の施工については、以下の各号の規定による。
						12	3	6	3	0	(1)	既存樹木及び芝草を傷めないよう除草器具等を用いて根ごと取り除かなければならない。
						12	3	6	3	0	(2)	抜き取った雑草は、速やかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃しなければならない。
						12	3	6	3	0	(3)	除根後に穴が生じた場合は、必要に応じて目土の充填を行わなければならない。
						12	3	7	0	0	第7節	樹木冬期対策工
						12	3	7	1	0	3-7-1	一般事項
						12	3	7	1	0	1.	本節は、樹木冬期対策工として高木雪囲工、中低木雪囲工、樹木防寒工その他これらに類する工種について定める。
						12	3	7	2	0	3-7-2	材料
						12	3	7	2	0	1.	樹木冬期対策工の材料については、2-3-2 材料の規定による。
						12	3	7	2	0	2.	受注者は、樹木冬期対策工の施工については、作業前に監督職員に使用材料を確認し、承諾を得なければならない。
						12	3	7	3	0	3-7-3	高木雪囲工
						12	3	7	3	0	1.	受注者は、高木雪囲工等を施工するにあたり、積雪による樹木の折損、倒伏、傾斜等の被害防止を図るため、樹形をよく把握し、作業にあたらなければならない。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
						12	3	7	3	0	2.	受注者は、高木雪囲工の施工にあたり、取付け及び取外しの実施時期については、気象条件等によって変更する必要があるため、監督職員と協議のうえで決定しなければならない。
						12	3	7	3	0	3.	受注者は、取外しにあたっては、竹、縄等のくずを残さないように清掃を行わなければならない。
						12	3	7	3	0	4.	受注者は、幹吊り、枝吊りの箇所、内容については、設計図書によるものとするが、施工方法については監督職員の承諾を得なければならない。
						12	3	7	4	0	3-7-4	中低木雪囲工
						12	3	7	4	0	1.	受注者は、縄巻き、竹囲い、屋根囲い、板囲いの箇所、詳細については、設計図書によるものとするが、特に施工方法については監督職員の承諾を得なければならない。
						12	3	7	4	0	2.	受注者は、中低木雪囲工等を施工するにあたり、積雪による樹木の折損、倒伏、傾斜等の被害防止を図るため、樹形をよく把握し、実施しなければならない。
						12	3	7	4	0	3.	中低木雪囲工の取付け及び取外しの実施時期については、気象条件等によって変更する必要があるため、監督職員と協議のうえで決定しなければならない。
						12	3	7	4	0	4.	受注者は、雪囲いの取外しにあたっては、竹、縄等のくずを残さないように清掃を行わなければならない。
						12	3	7	5	0	3-7-5	樹木防寒工
						12	3	7	5	0	1.	藁巻、藁ぼっちの箇所、詳細については、設計図書によるものとするが、特に施工方法については監督職員の承諾を得なければならない。
						12	3	7	5	0	2.	受注者は、藁巻、藁ぼっちの施工にあたり、取付け及び取外しの実施時期については、気象条件等によって変更する必要があるため、監督職員と協議のうえで決定しなければならない。
						12	3	7	5	0	3.	受注者は、藁巻、藁ぼっちの取外しにあたっては、藁、縄等のくずを残さないように清掃を行わなければならない。
						12	3	8	0	0	第8節	発生材等処理工
						12	3	8	1	0	3-8-1	一般事項
						12	3	8	1	0	1.	本節は、発生材等処理工として発生材処理工その他これらに類する工種について定める。
						12	3	8	2	0	3-8-2	発生材処理工
						12	3	8	2	0		発生材処理工の施工については、第1 編1-1-19 建設副産物の規定による。

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）																												
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新	編	章	節	条	項	編章節条項	新	編	章	節	条	項	編章節条項	新	編	章	節	条	項	編章節条項	新	
12	3	0	0	0	第3章	施設整備	12	4	0	0	0	第4章	施設整備	12	4	0	0	0	第4章	施設整備	12	4	0	0	0	第4章	施設整備	12	4	0	0	0	第4章	施設整備
12	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	3	2	0	0		国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（平成24年3月） 国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計ガイドライン（案）（改訂版）（平成27年9月） 日本下水道協会下水道施設計画・設計指針と解説2009版（平成21年10月） 日本道路協会 道路土工要領（平成21年6月） インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領（平成19年3月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（平成28年12月） 日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月） 日本道路協会 道路標識設置基準（令和元年10月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）	12	4	2	0	0		国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月） 国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計ガイドライン（案）（改訂第2版）（平成29年9月） 日本下水道協会下水道施設計画・設計指針と解説2019版（令和元年10月） 日本道路協会 道路土工要領（平成21年6月） インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領（平成29年3月） 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧（令和3年3月） 日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年10月） 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説（令和2年4月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）【2017年制定】（2018年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）【2017年制定】（2018年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針【2012年版】（平成24年6月）																					
12	3	3	2	0	3-3-2	材料	12	4	3	2	0	4-3-2	材料	12	4	3	2	0	4-3-2	材料	12	4	3	2	0	4-3-2	材料	12	4	3	2	0	4-3-2	材料
12	3	3	2	1	1.	JIS B 2051（可鍛鉄10Kねじ込み形弁）	12	4	3	2	1	1.	JIS B 2051（可鍛鉄及びビダクタイトル鉄弁）	12	4	3	2	1	1.	JIS B 2051（可鍛鉄及びビダクタイトル鉄弁）	12	4	3	2	1	1.	JIS B 2051（可鍛鉄及びビダクタイトル鉄弁）	12	4	3	2	1	1.	JIS B 2051（可鍛鉄及びビダクタイトル鉄弁）
12	3	5	0	0	第5節	污水排水設備工	12	4	5	0	0	第5節	污水排水設備工	12	4	5	0	0	第5節	污水排水設備工	12	4	5	0	0	第5節	污水排水設備工	12	4	5	0	0	第5節	污水排水設備工
12	3	5	2	0	3-5-2	材料	12	4	5	2	0	4-5-2	材料	12	4	5	2	0	4-5-2	材料	12	4	5	2	0	4-5-2	材料	12	4	5	2	0	4-5-2	材料
12	3	5	2	0		JIS K 6739（排水用硬質塩化ビニル管継手） JIS K 6741（硬質塩化ビニル管） JIS K 6743（水道用硬質塩化ビニル管継手） JIS K 6777（耐熱性硬質塩化ビニル管継手） JIS K 6776（耐熱性硬質塩化ビニル管）	12	4	5	2	0		JIS K 6739（排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手） JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管） JIS K 6743（水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手） JIS K 6777（耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手） JIS K 6776（耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管）																					
12	3	6	0	0	第6節	電気設備工	12	4	6	0	0	第6節	電気設備工	12	4	6	0	0	第6節	電気設備工	12	4	6	0	0	第6節	電気設備工	12	4	6	0	0	第6節	電気設備工
12	3	6	2	0	3-6-2	材料	12	4	6	2	0	4-6-2	材料	12	4	6	2	0	4-6-2	材料	12	4	6	2	0	4-6-2	材料	12	4	6	2	0	4-6-2	材料
12	3	6	2	1	1.	JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）	12	4	6	2	1	1.	JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）	12	4	6	2	1	1.	JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）	12	4	6	2	1	1.	JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）	12	4	6	2	1	1.	JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）
12	3	7	0	0	第7節	園路広場整備工	12	4	7	0	0	第7節	園路広場整備工	12	4	7	0	0	第7節	園路広場整備工	12	4	7	0	0	第7節	園路広場整備工	12	4	7	0	0	第7節	園路広場整備工
12	3	7	2	0	3-7-2	材料	12	4	7	2	0	4-7-2	材料	12	4	7	2	0	4-7-2	材料	12	4	7	2	0	4-7-2	材料	12	4	7	2	0	4-7-2	材料
12	3	7	2	2	2.	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規格に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	12	4	7	2	0	2.	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）の規格に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。																					
12	3	12	0	0	第12節	建築施設組立設置工	12	4	12	0	0	第12節	建築施設組立設置工	12	4	12	0	0	第12節	建築施設組立設置工	12	4	12	0	0	第12節	建築施設組立設置工	12	4	12	0	0	第12節	建築施設組立設置工
12	3	12	2	0	3-12-2	材料	12	4	12	2	0	4-12-2	材料	12	4	12	2	0	4-12-2	材料	12	4	12	2	0	4-12-2	材料	12	4	12	2	0	4-12-2	材料
12	3	12	2	1	1.	JIS K 6807（ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法） JIS K 6807（ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法）	12	4	12	2	1	1.	JIS K 6807（ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法）	12	4	12	2	1	1.	JIS K 6807（ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法）	12	4	12	2	1	1.	JIS K 6807（ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法）	12	4	12	2	1	1.	JIS K 6807（ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法）
12	3	12	2	4	4.	木材については、JIS A 9002（木材の加圧式保存処理方法）による防腐処理品とし、経口毒性及び経皮毒性が安全と認められているものを使用するものとする。	12	4	12	2	4	4.	木材については、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）による防腐処理品とし、経口毒性及び経皮毒性が安全と認められているものを使用するものとする。																					

山口県土木工事共通仕様書（令和5年10月改定）新旧対照表

現行（令和3年10月）（令和5年4月一部改訂）						新（令和5年10月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
12	4	0	0	0	第4章	グラウンド・コート整備	12	5	0	0	0	第4章	グラウンド・コート整備
12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	4	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）	12	5	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定]（2018年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定]（2018年3月） 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版]（平成24年6月）
12	4	4	0	0	第4節	スタンド整備工	12	5	4	0	0	第4節	スタンド整備工
12	4	4	2	0	4-4-2	材料	12	5	4	2	0	5-4-2	材料
12	4	4	2	3	3.	JIS K 6741（硬質塩化ビニル管）	12	5	4	2	3	3.	JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）
12	4	5	0	0	第5節	グラウンド・コート施設整備工	12	5	5	0	0	第5節	グラウンド・コート施設整備工
12	4	5	2	0	4-5-2	材料	12	5	5	2	0	5-5-2	材料
12	4	5	2	5	5.	JIS K 6741（硬質塩化ビニル管）	12	5	5	2	5	5.	JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和 3年10月) (令和 5年 4月一部改訂)					新 (令和 5年10月)																																																																								
第1編2-3-1 一般事項					第1編2-3-1 一般事項																																																																								
表2-1 土及び岩の分類表					表2-1 土及び岩の分類表																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th rowspan="2">説 明</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">土</td> <td style="text-align: center;">礫質土</td> <td style="text-align: center;">礫まじり土</td> <td>礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。</td> <td>礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土 礫(G) 礫質土(GF)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">砂質土及び砂</td> <td style="text-align: center;">砂</td> <td>バケット等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>海岸砂丘の砂 マサ土 砂(S)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">砂質土(普通土)</td> <td>掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。</td> <td>砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム</td> <td>砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">粘性土</td> <td style="text-align: center;">粘性土</td> <td>バケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>ローム 粘性土</td> <td>シルト(M) 粘性土(C)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高含水比粘性土</td> <td>バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの</td> <td>条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土</td> <td>シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩塊 玉石</td> <td style="text-align: center;">岩塊 玉石</td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。</td> <td>玉石まじり土 岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床</td> </tr> </tbody> </table>					名 称			説 明	摘 要	A	B	C	土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土 礫(G) 礫質土(GF)	砂質土及び砂	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土 砂(S)	砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)	粘性土	粘性土	バケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)	高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)	岩塊 玉石	岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">名 称</th> <th rowspan="2">説 明</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">土</td> <td style="text-align: center;">礫質土</td> <td style="text-align: center;">礫まじり土</td> <td>礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。</td> <td>礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土 礫(G) 礫質土(GF)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">砂質土及び砂</td> <td style="text-align: center;">砂</td> <td>バケット等に山盛り形状になりにくいもの。</td> <td>海岸砂丘の砂 マサ土 砂(S)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">砂質土(普通土)</td> <td>掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。</td> <td>砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム</td> <td>砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">粘性土</td> <td style="text-align: center;">粘性土</td> <td>バケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。</td> <td>ローム 粘性土</td> <td>シルト(M) 粘性土(C)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高含水比粘性土</td> <td>バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの</td> <td>条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土</td> <td>シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩塊 玉石</td> <td style="text-align: center;">岩塊 玉石</td> <td>岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。</td> <td>玉石まじり土 岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床</td> </tr> </tbody> </table>					名 称			説 明	摘 要	A	B	C	土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土 礫(G) 礫質土(GF)	砂質土及び砂	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土 砂(S)	砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)	粘性土	粘性土	バケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)	高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)	岩塊 玉石	岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床
名 称			説 明	摘 要																																																																									
A	B	C																																																																											
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土 礫(G) 礫質土(GF)																																																																									
	砂質土及び砂	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土 砂(S)																																																																									
		砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)																																																																								
	粘性土	粘性土	バケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)																																																																								
		高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)																																																																								
岩塊 玉石	岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床																																																																										
名 称			説 明	摘 要																																																																									
A	B	C																																																																											
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土 礫(G) 礫質土(GF)																																																																									
	砂質土及び砂	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土 砂(S)																																																																									
		砂質土(普通土)	掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空隙の少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)																																																																								
	粘性土	粘性土	バケット等に付着し易く空隙の多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)																																																																								
		高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)																																																																								
岩塊 玉石	岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空隙のでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 破碎された岩、ごろごろした河床																																																																										
第1編2-4-1 一般事項					第1編2-4-1 一般事項																																																																								
表2-3 伐開除根作業					表2-3 伐開除根作業																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古根株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを越える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td style="color: blue;">除去</td> <td style="color: blue;">根元で切り取る</td> <td style="color: blue;">同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td>伐根除去</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古根株	立木	盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左	盛土高1m以下の場合	根からすき取る	〃	伐根除去	〃	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古根株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td rowspan="2" style="color: red;">除去</td> <td rowspan="2" style="color: red;">伐根除去</td> <td rowspan="2" style="color: red;">同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古根株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	伐根除去	同左	盛土高1m以下の場合	根からすき取る																																	
区 分	種 別																																																																												
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木																																																																									
盛土高1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左																																																																									
盛土高1m以下の場合	根からすき取る	〃	伐根除去	〃																																																																									
区 分	種 別																																																																												
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木																																																																									
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	伐根除去	同左																																																																									
盛土高1m以下の場合	根からすき取る																																																																												

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和 3年10月) (令和 5年 4月一部改訂)	新 (令和 5年10月)																																																																																						
<p>第2編2-6-2 セメント</p> <p>表2-19 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">品 質</th> <th style="text-align: center;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">比表面積 cm²/g</td> <td style="text-align: center;">2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">凝 結 h</td> <td style="text-align: center;">始 発</td> <td style="text-align: center;">1 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">終 結</td> <td style="text-align: center;">10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">安定性</td> <td style="text-align: center;">パット法</td> <td style="text-align: center;">良</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ルシャチリエ法 mm</td> <td style="text-align: center;">10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td style="text-align: center;">3 d</td> <td style="text-align: center;">12.5 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 d</td> <td style="text-align: center;">22.5 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28d</td> <td style="text-align: center;">42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水 和 熱 J/g</td> <td style="text-align: center;">7 d</td> <td style="text-align: center;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28d</td> <td style="text-align: center;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %</td> <td style="text-align: center;">5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 酸 化 硫 黄 %</td> <td style="text-align: center;">3.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強 熱 減 量 %</td> <td style="text-align: center;">3.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全 ア ル カ リ (Na o eq) %</td> <td style="text-align: center;">0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩 化 物 イ オ ン %</td> <td style="text-align: center;">0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table>	品 質		規 格	比表面積 cm ² /g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %		5.0 以下	三 酸 化 硫 黄 %		3.0 以下	強 熱 減 量 %		3.0 以下	全 ア ル カ リ (Na o eq) %		0.75 以下	塩 化 物 イ オ ン %		0.035 以下	<p>第2編2-6-2 セメント</p> <p>表2-19 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">品 質</th> <th style="text-align: center;">規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">比表面積 cm²/g</td> <td style="text-align: center;">2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">凝 結 h</td> <td style="text-align: center;">始 発</td> <td style="text-align: center;">1 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">終 結</td> <td style="text-align: center;">10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">安定性</td> <td style="text-align: center;">パット法</td> <td style="text-align: center;">良</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ルシャチリエ法 mm</td> <td style="text-align: center;">10以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td style="text-align: center;">3 d</td> <td style="text-align: center;">12.5 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 d</td> <td style="text-align: center;">22.5 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28d</td> <td style="text-align: center;">42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">水 和 熱 J/g</td> <td style="text-align: center;">7 d</td> <td style="text-align: center;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28d</td> <td style="text-align: center;">測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %</td> <td style="text-align: center;">5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三 酸 化 硫 黄 %</td> <td style="text-align: center;">3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強 熱 減 量 %</td> <td style="text-align: center;">5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全 ア ル カ リ (Na o eq) %</td> <td style="text-align: center;">0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩 化 物 イ オ ン %</td> <td style="text-align: center;">0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table>	品 質		規 格	比表面積 cm ² /g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %		5.0 以下	三 酸 化 硫 黄 %		3.5 以下	強 熱 減 量 %		5.0 以下	全 ア ル カ リ (Na o eq) %		0.75 以下	塩 化 物 イ オ ン %		0.035 以下
品 質		規 格																																																																																					
比表面積 cm ² /g		2,500 以上																																																																																					
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																					
	終 結	10 以下																																																																																					
安定性	パット法	良																																																																																					
	ルシャチリエ法 mm	10以下																																																																																					
圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上																																																																																					
	7 d	22.5 以上																																																																																					
	28d	42.5 以上																																																																																					
水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する																																																																																					
	28d	測定値を報告する																																																																																					
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %		5.0 以下																																																																																					
三 酸 化 硫 黄 %		3.0 以下																																																																																					
強 熱 減 量 %		3.0 以下																																																																																					
全 ア ル カ リ (Na o eq) %		0.75 以下																																																																																					
塩 化 物 イ オ ン %		0.035 以下																																																																																					
品 質		規 格																																																																																					
比表面積 cm ² /g		2,500 以上																																																																																					
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																					
	終 結	10 以下																																																																																					
安定性	パット法	良																																																																																					
	ルシャチリエ法 mm	10以下																																																																																					
圧 縮 強 さ N/mm ²	3 d	12.5 以上																																																																																					
	7 d	22.5 以上																																																																																					
	28d	42.5 以上																																																																																					
水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する																																																																																					
	28d	測定値を報告する																																																																																					
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム %		5.0 以下																																																																																					
三 酸 化 硫 黄 %		3.5 以下																																																																																					
強 熱 減 量 %		5.0 以下																																																																																					
全 ア ル カ リ (Na o eq) %		0.75 以下																																																																																					
塩 化 物 イ オ ン %		0.035 以下																																																																																					
<p>第2編2-8-3 再生用添加剤</p> <p>表2-27 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃) mm²/s</td> <td style="text-align: center;">80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td style="text-align: center;">250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td style="text-align: center;">2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td style="text-align: center;">±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) g/cm³</td> <td style="text-align: center;">報告</td> </tr> <tr> <td>組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)</td> <td style="text-align: center;">報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>主1] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³とすることが望ましい。</p>	項目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80~1,000	引 火 点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密 度 (15℃) g/cm ³	報告	組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告	<p>第2編2-8-3 再生用添加剤</p> <p>表2-27 再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃) mm²/s</td> <td style="text-align: center;">80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td style="text-align: center;">250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td style="text-align: center;">2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td style="text-align: center;">±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) g/cm³</td> <td style="text-align: center;">報告</td> </tr> <tr> <td>組 成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)</td> <td style="text-align: center;">報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p>	項目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80~1,000	引 火 点 ℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	±3以内	密 度 (15℃) g/cm ³	報告	組 成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)	報告																																																										
項目	標準的性状																																																																																						
動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80~1,000																																																																																						
引 火 点 ℃	250以上																																																																																						
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																																																																																						
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																																																																						
密 度 (15℃) g/cm ³	報告																																																																																						
組 成 (石油学会法JPI-5S-70-10)	報告																																																																																						
項目	標準的性状																																																																																						
動 粘 度 (60℃) mm ² /s	80~1,000																																																																																						
引 火 点 ℃	250以上																																																																																						
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																																																																																						
薄膜加熱質量変化率 %	±3以内																																																																																						
密 度 (15℃) g/cm ³	報告																																																																																						
組 成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)	報告																																																																																						

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和3年10月) (令和5年4月一部改訂)	新 (令和5年10月)																										
<p>第3編1-1-3 監督職員による確認及び立会等</p> <p>表1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種 別</th> <th style="width: 33%;">細 別</th> <th style="width: 33%;">確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ポストテンションT(I)桁製作工 プレベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工 </td> <td></td> <td> プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く) </td> </tr> <tr> <td>トンネル掘削工</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確 認 時 期	ポストテンションT(I)桁製作工 プレベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)	トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	<p>第3編1-1-3 監督職員による確認及び立会等</p> <p>表1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">種 別</th> <th style="width: 33%;">細 別</th> <th style="width: 33%;">確 認 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ポストテンションT(I)桁製作工 プレベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工 </td> <td></td> <td> プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く) </td> </tr> <tr> <td style="color: red;"> 地覆工 橋梁用高欄工 </td> <td></td> <td style="color: red;">鉄筋組立て完了時</td> </tr> <tr> <td>トンネル掘削工</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確 認 時 期	ポストテンションT(I)桁製作工 プレベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)	地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時					
種 別	細 別	確 認 時 期																									
ポストテンションT(I)桁製作工 プレベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)																									
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時																									
種 別	細 別	確 認 時 期																									
ポストテンションT(I)桁製作工 プレベーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)																									
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時																									
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時																									
<p>第3編2-3-23 現場継手工</p> <p>表2-4 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚</td> <td>50 μm</td> </tr> <tr> <td>接触面の合計乾燥塗膜厚</td> <td>90~200 μm</td> </tr> <tr> <td>乾燥塗膜中の亜鉛含有量</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)</td> <td>10 μm 程度以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	条 件	接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 μ m	接触面の合計乾燥塗膜厚	90~200 μ m	乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上	亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μ m 程度以上	<p>第3編2-3-23 現場継手工</p> <p>表2-4 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚</td> <td>50 μm</td> </tr> <tr> <td>接触面の合計乾燥塗膜厚</td> <td>100~200 μm</td> </tr> <tr> <td>乾燥塗膜中の亜鉛含有量</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)</td> <td>10 μm 程度以上</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	条 件	接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 μ m	接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 μ m	乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上	亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μ m 程度以上						
項 目	条 件																										
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 μ m																										
接触面の合計乾燥塗膜厚	90~200 μ m																										
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上																										
亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μ m 程度以上																										
項 目	条 件																										
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 μ m																										
接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 μ m																										
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上																										
亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μ m 程度以上																										
<p>第3編2-3-32 かごマット工</p> <p>表2-10 要求性能の確認方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">項目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">要求性能</th> <th colspan="3" style="width: 80%;">確認方法</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">試験方法</th> <th style="width: 20%;">試験条件</th> <th style="width: 40%;">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	<p>第3編2-3-32 かごマット工</p> <p>表2-10 要求性能の確認方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">項目</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">要求性能</th> <th colspan="3" style="width: 80%;">確認方法</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">試験方法</th> <th style="width: 20%;">試験条件</th> <th style="width: 40%;">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> </tbody> </table>	項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
項目			要求性能	確認方法																							
	試験方法	試験条件		基準値																							
母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																							
項目	要求性能	確認方法																									
		試験方法	試験条件	基準値																							
母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																							

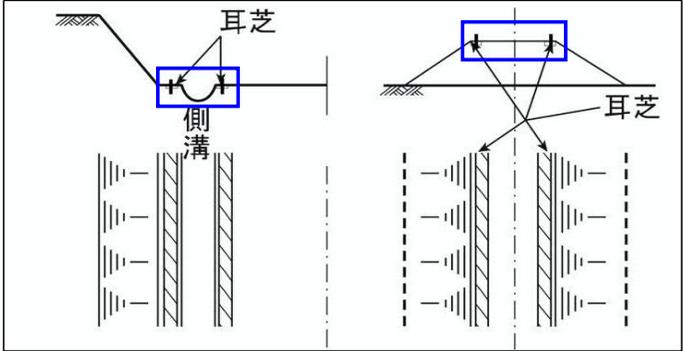
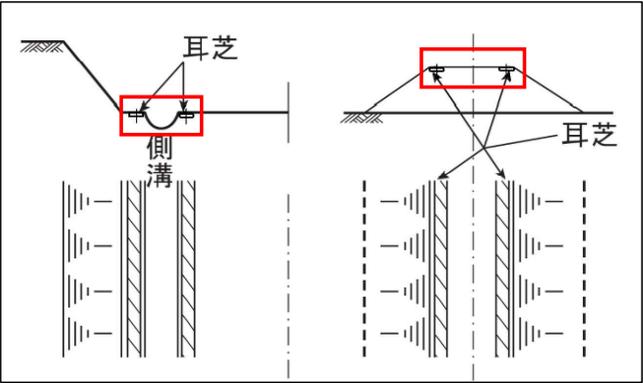
土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和 3年10月) (令和 5年 4月一部改訂)					新 (令和 5年10月)				
第3編2-3-32 かごマット工					第3編2-3-32 かごマット工				
表2-12 線材の品質管理試験の内容					表2-12 線材の品質管理試験の内容				
工場	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JISG3547準拠	5巻線 ^{※1} に1回		線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JISG3547準拠	5巻線 ^{※1} に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547準拠	5巻線に1回		引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JISG3547の4.3	JISG3547準拠	5巻線に1回		ねじり特性	JISG3547の4.3	JISG3547準拠	5巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547準拠	5巻線に1回		巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回		メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	5巻線に1回
メッキ付着量	※2	JISH0401準拠	5巻線に1回	メッキ付着量	※2	JISG3547準拠	5巻線に1回		
公的試験機関	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	公的試験機関	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JISG3547準拠	200巻線に1回		線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JISG3547準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547準拠	200巻線に1回		引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547準拠	200巻線に1回
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回		母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISG3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回		メッキ成分	※2	原子吸光分析法、またはICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	※2	JISH0401準拠	200巻線に1回		メッキ付着量	※2	JISG3547準拠	200巻線に1回
摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.90以上	面的摩擦試験、または線の摩擦試験	200巻線に1回	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.90以上	面的摩擦試験、または線の摩擦試験	200巻線に1回		
	長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期摩耗後)	線材摩耗試験後の線の摩擦試験 または 面材摩耗試験後の 面的摩擦試験	200巻線に1回		長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期摩耗後)	線材摩耗試験後の線の摩擦試験 または 面材摩耗試験後の 面的摩擦試験	200巻線に1回		

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和 3 年10月) (令和 5 年 4 月一部改訂)	新 (令和 5 年10月)																																																		
第3編2-6-3 アスファルト舗装の材料 表2-20 上層路盤の品質規格	第3編2-6-3 アスファルト舗装の材料 表2-20 上層路盤の品質規格																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 20%;">試験項目</th> <th style="width: 20%;">試験方法</th> <th style="width: 10%;">規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">粒度調整鉄鋼スラグ</td> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E002</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td>水浸膨張比(%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E004</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>一軸圧縮強さ (MPa)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E013</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td>単位容積質量 (kg/l)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A023</td> <td>1.5以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下	エージング期間	-	6ヵ月以上	一軸圧縮強さ (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	-	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 別</th> <th style="width: 20%;">試験項目</th> <th style="width: 20%;">試験方法</th> <th style="width: 10%;">規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">粒度調整鉄鋼スラグ</td> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E002</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td>水浸膨張比(%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E004</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td>単位容積質量 (kg/l)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A023</td> <td>1.5以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下	エージング期間	-	6ヵ月以上	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上							
種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし																																																
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下																																																
	エージング期間	-	6ヵ月以上																																																
	一軸圧縮強さ (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	-																																																
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																																
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上																																																
種 別	試験項目	試験方法	規格値																																																
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし																																																
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下																																																
	エージング期間	-	6ヵ月以上																																																
	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80以上																																																
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5以上																																																
第3編2-6-7 アスファルト舗装工 表2-28 マーシャル安定度試験基準値	第3編2-6-7 アスファルト舗装工 表2-28 マーシャル安定度試験基準値																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空げき率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空 げ き率 (%)	3~12	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td>3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空 隙 率 (%)	3~12																																		
項 目	基 準 値																																																		
安定度 kN	3.43以上																																																		
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																		
空 げ き率 (%)	3~12																																																		
項 目	基 準 値																																																		
安定度 kN	3.43以上																																																		
フロー値 (1/100cm)	10~40																																																		
空 隙 率 (%)	3~12																																																		
第3編2-6-11 グースアスファルト舗装工 表2-33 接着剤の規格鋼床版用	第3編2-6-11 グースアスファルト舗装工 表2-33 接着剤の規格鋼床版用																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">規 格 値</th> <th rowspan="2" style="width: 40%;">試 験 法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験 (-10℃、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K5600</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833-1,2	粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1,2	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600	低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5664	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">規 格 値</th> <th rowspan="2" style="width: 40%;">試 験 法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分 (%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間 (分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験 (-10℃、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験 (点)</td> <td>10</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K5600</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K5600</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系	不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833-1,2	粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1,2	指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600	低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K5600	基盤目試験 (点)	10	JIS K5600	耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600	塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600
項 目		規 格 値		試 験 法																																															
	ゴムアスファルト系																																																		
不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833-1,2																																																	
粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1,2																																																	
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600																																																	
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K5600																																																	
基盤目試験 (点)	10	JIS K5600																																																	
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5664																																																	
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600																																																	
項 目	規 格 値	試 験 法																																																	
	ゴムアスファルト系																																																		
不揮発分 (%)	50以上	JIS K6833-1,2																																																	
粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K6833-1,2																																																	
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K5600																																																	
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K5600																																																	
基盤目試験 (点)	10	JIS K5600																																																	
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600																																																	
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8以上	JIS K5600																																																	

土木工事共通仕様書新旧対照表(図表)

現行 (令和3年10月) (令和5年4月一部改訂)	新 (令和5年10月)																
<p>第3編2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>表2-42 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td style="text-align: center;">3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td style="text-align: center;">10~40</td> </tr> <tr> <td>空げき率 (%)</td> <td style="text-align: center;">3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空 げ き率 (%)	3~12	<p>第3編2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>表2-42 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kN</td> <td style="text-align: center;">3.43以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td style="text-align: center;">10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td style="text-align: center;">3~12</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	安定度 kN	3.43以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空 隙 率 (%)	3~12
項 目	基 準 値																
安定度 kN	3.43以上																
フロー値 (1/100cm)	10~40																
空 げ き率 (%)	3~12																
項 目	基 準 値																
安定度 kN	3.43以上																
フロー値 (1/100cm)	10~40																
空 隙 率 (%)	3~12																
<p>第3編2-14-2 植生工</p> <p>図2-7 耳芝</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	<p>第3編2-14-2 植生工</p> <p>図2-7 耳芝</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>																